

政治変動後のルーマニアにおける農家経営 - コヴァスナ県における現地調査¹をもとに -

家田 修

はじめに

社会主義体制の崩壊は農村において集団農場の解体ないし再編をもたらした。それは集団農場が社会主義体制によって生み出されたものである以上、当然の帰結とも言える。しかし一方でその解体ないし再編のあり方は社会主義時代に集団農場が歩んだ歴史と深く関わっていたし、また他方で集団農場に代わってどのような新しい農業経営が生まれるのか、不透明な部分が未だ多い。現在までの経緯を見る限り、農業の「民営化」が一直線に個人農家経営の全面的形成へと帰結した国や地域は少ない。むしろ旧集団農場は多くの国で法人的大農場へと転形して生き残り、小経営と大経営が共存することになった。もっとも二つの経営類型が占める比重は国ごとで大きく異なり、全体としては大経営が優勢な国や地域が多数派を形成する²。

本稿が分析対象とするルーマニアでは農地の過半が個人農家経営に移され、法人的大農場は主流とならなかった。本稿がルーマニア農業の分析にあたって農家経営を第一に取り上げた理由はここにある。また同時に、従来の研究や問題関心が法人的大経営に主として向けられてきたことを念頭に置くなら、小経営つまり個人農家経営を取り上げることは、ルーマニア農業の枠を越えた研究的意義があると考えられる。さらには社会主義後における個人農家経営の将来像が専ら家族経営や farmer 型農場への発展として語られている現状を考える時、そのような認識に対して批判的な問題提起を行うという意味もある。つまり旧ソ連東欧地域における農業経営の歴史は、西欧やアメリカとは全く異なる経路を辿ったのであり³、今もこの地域の農業経営や農家経営が西欧型ないしアメリカ型へと収斂してゆく

¹ 1999年10月および2000年11月の二度にわたりルーマニアのコヴァスナ県で現地調査を行った。

² 体制転換と農業構造の変化については多くの研究が生まれている。例えば S. K. Wegren ed., *Land reform in the former Soviet Union and Eastern Europe*, London, 1998、Cs. Csaki & J. Nash., *The agrarian economics of Central and Eastern Europe and the Commonwealth of Independent States, situation and perspectives*, 1997, Washington, DC, World Bank discussion paper, 1998, no. 387。統計集では OECD, *Agricultural Policies in transition economies, Monitoring and evaluation* が詳しい資料や数値資料を掲載しているが、EU の *The agricultural situation in the European Union* シリーズも東欧加盟申請国の統計資料を載せている。邦語のものとしては山村理人『ロシアの土地改革：1989-1996年』（多賀出版、1997年）の第3章「体制転換期における土地改革と農業生産協同組合」を参照。本稿のミクロ的分析はマクロ的分析を主眼とする山村理人「ポスト社会主義土地改革の考察」（『経済研究』1999年第50巻第4号）及び本報告書所収の山村論文と相互補完的な立場に立つ。ただし借地関係などについて非市場的、ないし共同体的性格を強調する点で、本稿は山村論文と見解が別れる。

³ 一つは共同体的性格に関する問題であり、いま一つは大地主経営と農民的小経営の関連性についての問題である。ロシアのミール共同体については邦語でも鈴木健夫『帝政ロシアの共同体と農民』（早大出版部、1990年）、奥田央『ソヴェト経済政策史』（東大出版、1979年）などの膨大な研究蓄積がある。

保証はどこにもないのである。本稿は事例研究分析を通して、こうした問題設定に対して実証的な解答を導き出そうとする試みである⁴。

さてルーマニアにおける体制転換は1989年12月「革命」に始まるが、劇的な共産党政権の崩壊とうってかわって、経済面の民営化は非常に遅れている。それでも1996年の総選挙と大統領選挙で民主会議派が政権を執ると、民営化に拍車がかかり、EU加盟への準備も積極的に押し進められるようになった。しかし民営化の進展は他の旧ソ連東欧諸国の場合と同様、国民の生活を大きく圧迫する結果を伴った。このため民主会議派政権への批判が強まり、2000年秋の総選挙と大統領選挙では社会民主党とイリエスク大統領が復活した。またチェウシェスクを懐かしむ傾向さえ生まれている。従ってルーマニアにおける改革の道は今後も大きなジグザグが予想され、不透明な部分が多い。

このような不安定な政治状況の中で経済構造の再編過程を分析することは非常な困難を伴うが、本稿が課題とする農家経営の実状についても、マクロ的な統計数値は2-3年遅れでしか入手可能とならないし、OECD等の国際機関による農業経済調査報告もマクロ分析を主眼としており、農家経営の実態については全く触れていない。

本稿は現地調査を基にした農家経営の事例研究であり⁵、ルーマニア全土を直接の調査対象としているわけではないが、上記のような研究状況を考えると、本稿のような限定された範囲での調査分析にも積極的な意味があると思われる。本稿ではマクロ統計分析によっては析出することのできない農家経営内部の問題に立ち入ることにより、ルーマニアの農村地域経済が抱える構造的な問題を明らかにすることが目指される。

事例として選択したコヴァスナ県は地理的にルーマニアの中央部に位置し、国土を構成する8つの地方⁶のうち中部地方に属する。但し現在使われている8区分は統計処理上の便宜的区分という性格が強く、通常はモルドヴァ、ワラキア、ドロブジャ、そしてトラ

ロシアとドイツの農民経営比較では肥前栄一『ドイツとロシア』（未来社、1986年）、地主の役割を含めて東欧についての概観は拙稿「近・現代東欧経済史の特徴」木戸／伊東編著『東欧現在史』（有斐閣、1987年）を参照。

⁴ 本稿は筆者を研究代表者とする学術振興会科学研究助成「旧ソ連東欧諸国における農村経済構造の変容」（平成11年度から13年度、課題番号11691059）における研究成果の一部である。

⁵ 現地調査はルーマニアのコヴァスナ県で1999年10月に行われた。聞き取りに際して使用された言語はハンガリー語とルーマニア語である。ハンガリー語の場合は筆者が直接聞き取りを行い、ルーマニア語の場合は現地の農村民俗学者で、現地協力者でもあるバラージュ・ナジ Balázs Nagy氏が通訳した。聞き取り対象の選定にあたってはナジ氏の著作 *Székelyföld falvai a huszadik század végén, Háromszék, Kovászna megye* (Budapest, 1998) を基に、ナジ氏と筆者が協議して決定した。もともと現地調査地域の選定に際して、ナジ氏の著作が決定的な意味を持った。何故ならこの著作は筆者が現地調査を思い描く上で基礎となる見取り図をコヴァスナ県の全村落について与えてくれたからである。そもそもナジ氏が上記著作のための調査を始めた段階から筆者は氏と連絡を取り、筆者の問題関心にも考慮を払って調査を進めてもらったという経緯もある。

⁶ 公式には統計的地域と呼ばれる8つの地方であり、その区分は北東部(Nord-Est)、南東部(Sud-Est)、南部(Sud)、西南部(Sud-Vest)、西部(Vest)、北西部(Nord-Vest)、中部(Centru)、そして首都(Bucuresti)である。北東部と南東部の西北側4県がモルドヴァに、南東部の南西側2県がドロブジャに、南部、西南部、および首都がワラキアに、そして西部、北西部、および中部がトランシルヴァニアにそれぞれ概ね対応している(地図参照)。

ンシルヴァニアという歴史的な地域区分を用いる方が一般的である。中部地方はこの中のトランシルヴァニア地域に属し、その東の端に当たる。コヴァスナ県はさらにその中でも最も東に位置する。首都ブカレストから見ると、コヴァスナ県は 200km ほど北上した所
にあり、その間にはカルパチア山脈が横たわっている。

トランシルヴァニア地方は歴史的に見ると第一次世界大戦期までオーストリア・ハンガリー二重王国領に属していた。このためこの地域の民族構成はルーマニア系の他にハンガリー系、ドイツ系が入り交じった複雑な様相を呈している。コヴァスナ県の民族構成ではハンガリー系が大半を占め、北隣のハルギタ県、更にその西隣のマロシュ県とともに、今のルーマニアでハンガリー系住民が多数派を形成する地帯を成している。但しコヴァスナ県の南部からルーマニア系が多数派を占める地帯が始まり、本稿が分析対象とした地域は両民族の境界地帯に属する⁷。

コヴァスナ県の人口は 23 万人余り、面積は 3700 平方キロであり、ルーマニアの中では小県に属する。県域の東部はカルパチア山脈の一部をなし、険しい地形となっているが、西部から南部はドナウ川支流のオルト川によって形成された盆地状の平坦地であり、農用地は 18 万 ha に及ぶ。そしてその半分が耕地に適している。産業別就業人口構成で見ると、**図表 1**にあるように、農業従事者が全体の 30% を占め、ヨーロッパ的な基準から判断すれば農業地帯である。ただしルーマニアの中では更に農業的な東部、北部、そして南部の諸地域があり、そこでの農業人口は 40-45% に達し、鉱工業従事者は 25% 前後に留まる。従ってコヴァスナ県を含む中部地方はルーマニアの中で比較的鉱工業が発達した地帯だといえる⁸。他方、**図表 2**に従って 1990 年代の就業人口構成を見ると、農業人口の増加、鉱工業人口の減少という傾向を見て取ることができる。現在のところルーマニアにとって農業は最も人口包摂力のある産業分野である。

1. 農家経営の事例分析

本節では事例調査した二種類の農家経営の分析を行う。一つは新しく生まれた農家経営の大半を形成する小規模な農家経営であり、いま一つは中規模の借地経営農家である。事例分析に入る前に 1991 年の農地法制定後におけるルーマニア農業経営の概略を述べておく。

⁷この県の民族構成は言語を基にするとハンガリー系が圧倒的に多く、小規模農家事例調査をおこなったオズン村サンチオンルンカ集落でも住民 808 人中、798 人がハンガリー系である（残りはルーマニア系 7 名、ロマ 2 名、ドイツ系 1 名である）。しかし宗派別に区分すると 20 名が正教会信徒であり（B. Nagy, 前掲書 p. 73）、もともとはハンガリー系とルーマニア系が混住していた集落であることが判る。おそらくはオーストリア・ハンガリー王国時代にルーマニア語系住民のマジャーリ化が進行し、その後、宗派だけが残ったと推測される。このような現象は決して稀でない。もう一つの可能性は社会主義時代にハンガリー系住民が正教会への改宗を強要された結果であるというものである。

ロマ（ジプシー）についても実際には 25-30 名がこの集落に住んでいるが、そのほとんどはハンガリー系であると自己申告している（同上）。

⁸コヴァスナ県は鉱山業としては褐炭、鉄鉱石、石灰、鉱泉水の産地であり、製造業では一次産業と結びついた木材加工や食品加工、あるいは繊維などの軽工業が盛んである。

(1) 1991年農地法制定後の農業経営

ルーマニアでは1989年の政変後、数カ月間ではあったが、農地法制定へと政局が動き出す前史として、集団農場の存続を前提とする農業改革の施策が打ち出された。すなわち救国戦線による臨時政府は1990年初め、集団農場の組合員が自留地として使用できる土地面積を従来の0.15haから0.5haへと引き上げる政令を発布したのである。この政令は組合員以外に対しても0.25haの自留地分配を認めた。また、巨大な集団農場を一村一組合規模へと縮小すること、農産物の強制供出制度を廃止すること、農場の運営を自由化すること、さらには政府買上価格の引き上げなど、集団農場の再編や個人部門生産の奨励を目指す政策が次々と打ち出されたのである。つまり新政府は集団農場を温存しつつ農業制度の刷新を図ろうとしたのである。しかし農民側は政府の思惑を大きく越えて急進化し、次々と集団農場を解体し始めた⁹。このため政府は当初の集団農場保全策を撤回し、集団農場解体を基調とする新法案の制定へと基本方針を転換した¹⁰。こうして1991年初めに農地法(1991/18号法)が制定されたのである。

農地法に盛り込まれた土地分配の基本原則は集団農場結成時に農場へ持ち込まれた土地の返還である¹¹。従って土地を持ちこまなかった組合員は最小限(0.5ha程度。コヴァスナ県での聞き取り例では0.2haであった)の土地しか与えられなかった。また返還対象となる土地は集団農場の土地に限定され、土地返還の請求権も一家族、正確には一世帯につき10ha以下に限定された。さらに自然人以外に対する土地返還は原則として排除され、例外とされた教区教会と修道院もそれぞれ5haないし10haを受け取ることができたに過ぎなかった¹²。

1991年のルーマニア土地法がどれほどの農地に及び、どれだけの国民に土地を分配したのか、これについては未だに正確な数字がはっきりしていない。ここでは概数として900万haほどの農地が約500万人に分配されたとしておく¹³。ともあれ、こうして旧所有

⁹ 地方の政治や経済の指導者は集団農場の解体に反対したが、数カ月のうちに171の集団農場が解体された。しかもその大半はトランシルヴァニア地方に集中した。G.Hunya, Románia, in *Privatizáció Kelet-Európában*, Budapest, 1991, pp. 140.

¹⁰ G. Hunya 前掲論文 pp. 135-142. 浅尾仁「ルーマニアにおける経済システム転換の状況」(『社会主義経済学会会報』1992年第3号 p. 23.)は自留地の拡大策が既に1989年末に決定されていたとしている。いずれにしても1990年中葉に農業政策をめぐって大きな基本路線の変化が生じたのである。しかしその詳細については不明である。なお東欧における農業再編をめぐる政党の政策理念については本報告書所収の林忠行「チェコスロヴァキアにおける農業の転換-土地法と協同組合転換法の立法過程をめぐって-」を参照のこと。

¹¹ 土地返還基準については多様な意見が存在した。例えば、ハンガリー系の住民組織は1947年時点における土地所有権の回復を主張した。この主張は1949年に農民的土地所有の上限が50haに制限されたことを念頭においたものである。G. Hunya 前掲論文 p. 158.

¹² N. N. Constantinescu, The new agrarian land law in Romania and the impact on sustainable agricultural production and income, in *Romanian Economic Review*, 1992, vol., 2, p. 82; F. Dumitru / F. Toderoiu, Formation of a sustainable agriculture: Option for solving the food security problem in Romania, in *Romanian Economic Review*, 1993, vol.1., p. 67.

¹³ 分配された人数については文献による数値の違いが大きく、N. N. Constantinescu 前掲論文では920-950万haの農地が560万人に分配されたとされるが、Cs.Csaki & J.Nash.によれば930万haが470万人に分配

者や集団農場従業員に土地が分配されることが決まり、実際にも集団農場の大半が短期間のうちに解体された¹⁴。この結果、私的な土地所有ないし個人農家経営が一挙に創出され、農業はルーマニアで最も民営化が進んだ部門の一つとなった¹⁵。さらに2000年の第二次農地法では、第一次農地法で分配の対象から原則的に除外された法人格所有者への土地返還が認められ、個人に対する土地返還規模の上限も、第一次農地法での一世帯10haから50haへと引き上げられることになった。従って第二次農地法が完全に実行されれば、個人農家経営の比重はさらに高まると予想される¹⁶。もっとも第一次農地法で生まれた土地所有者の土地登記作業は遅れており、加えて第二次農地法の施行が始まればさらに登録事務は遅延せざるを得ず、土地所有関係についての登記上の透明度はかなり先まで低いまま留まると予測される。

ともあれ第一次農地法で50万程の小土地所有者が生まれ、今や全農地の72.3%が私的な所有下に置かれることになった¹⁷。図表3の農業経営構成は既存の文献資料に基づいて作成したものであり、現在のルーマニアにおける大まかな経営類型区分、およびそれが農地全体に占める比重を示している。この表によれば、私的所有下にある土地の17% (12.2%/72.3%)ほどが依然として集団経営下に留まっているが、返還された土地の大半は土地所有者みずからが経営を行っていることが分かる。しかし農家経営とされる農場経営の実体についてはまったく不明であると言ってよい。また農家経営を含む農業経営数の統計的資料は不備も多く、数量的な階層経営分析も不可能となっている。

図表3でまず注意を要するのは、表中にも示したように、依拠する文献により各経営類型の数に相当な開きがあるということである¹⁸。特に大きな食い違いは協同組合の経営数についてみられ、二倍以上の開きがある。このような大きな違いは統計操作上の誤差からは生じ得ないので、そもそも協同組合の統一された概念規定が確立されていないと思われ

されたと推定されている (*The agrarian economics of Central and Eastern Europe and the Commonwealth of Independent States, situation and perspectives*, 1997, Washington, DC, World Bank discussion paper no. 387, p. 64.)。

¹⁴ 農地法は集団農場の解体を義務づけた訳ではないが、集団農場存続のための法的枠組み(会社組織への転換など)が整っていなかったため、農場解体の傾向が促進された。G. Hunya 前掲論文 pp. 156-157.

¹⁵ GDP基準による1996年の産業部門別民営化率は農業87.0%、工業24.0%、建設業71.1%、サービス業74.5%、そして全産業平均は52.0%である。G. Zeman, *Ownership structural changes in the transition economy of Romania*, *Romanian Economic Review*, 1999. vol. 41., no., 2. p. 134.

¹⁶ 第二次農地法は既に1997年に可決されたが、その施行法は1999年になってから採択された。この第二次農地法はEU加盟を念頭に置いて制定されたという側面を持つ。すなわちEU理事会の1997年1123号決定(国家による没収財産の返還義務)に従ってルーマニアは教会への財産返還、外国人による返還請求の受理、返還地規模の引き上げを決めたのである(1997年第169号法)。但し今回は返還請求の正当性を1991年法のように口頭や証言によってではなく、公的書類で裏付けなくてはならないとされた。(Magyar Nemzet, Budapest., 1999, Nov. 19)

¹⁷ S. Bara & M. Moldovan, *Rural development and agricultural disparities*, *Romanian Economic Review*, 1997, vol. 42., no. 2., p. 203では79%と推計されている。またこの論文では私的所有地割合の県別偏差が大きいとも指摘されている。最高はHarghita県の97%であり、最低はTulcea県の48%である。

¹⁸ 経営規模の平均値について個人経営が2.3ha、共同経営が122ha、そして組合経営が434haとする文献もある。S. Bara & M. Moldovan, 同上論文、p. 204.

る。他方、農家経営数については370万ないし360万と推定されており、数値の上で大きな開きはない。しかし後で見ることになるが、この数値は農家経営と小土地所有を区別しないまま推定されたものと思われる。但しここでは問題点を指摘するにとどめ、次節で事例分析を行ったあと、再び農家類型の設定とその数量的推計に立ち戻ることにする。

図表3 農業経営構成（1995-1996年） 1

経営類型	経営数	平均経営規模	農地全体に占める割合
農家経営	370万(360万)	2ha (2.3ha)	58.6%
共同経営	13,700 (15,000)	112ha (95ha)	10.4%
農業組合	3,700 (1,600)	488ha (500ha)	12.2%
旧国営農場	499	3,400ha	11.6%
共同所有地			17.6%

出所) 国営農場および()内の数値は Cs.Csaki & J.Nash, *The agrarian economics of Central and Eastern Europe and the Commonwealth of Independent States, situation and perspectives*, 1997, Washington, DC, World Bank discussion paper, no. 387, p. 64. それ以外は M.Vincze, *A falusi foglalkoztatás és a jövedelem szerkezete Romániában*, in *Hagyományos térségek megélhetési szerkezete*, Budapest, 1998, p. 76.

備考) 農地全体の面積は1479万haである。私的所有農地の割合72.3%に比べて、農家経営が全農地に占める割合58.6%は13.7%少ない。この差は集団農場の農地12.2%にほぼ相当する。また13.7%と12.2%の差である1.5%分の私有農地は旧国営農場によって耕作されていると考えられる

次に掲げる図表4は農業経営構成の時系列的変化を示している。しかし既に指摘したように基礎となる数値資料が不統一性であるため、この図表はあくまで社会主義時代からのおおまかな変化を農業経営全体として把握する意味しかないことを断っておく。従ってこの表から個人経営ないし農民経営の正確な動態を推定することは不可能だが、それ以外の経営類型については、1) 1990年における救国戦線政府の自留地拡大策および集団農場規模縮小策の実施、2) 国営農場が農地全体に占める比重の低下と相互の統合的傾向、そして3) 共同地規模の縮小と回復、これらを確認することができる。これらはいずれも興味深くかつ重要な事実であるが、本稿では問題設定を農家経営の分析に絞っているため、これ以上立ち入って論ずることはしない。

事例として本稿が取り上げたコヴァスナ県では社会主義時代に59の集団農場があり、これが農地全体の90%を占め、残りの10%が5つの国営農場の経営下にあった。これに対して1991年には農地法制定を受けて、約5万人に土地が分配され、平均して一人あたり1.7haの土地を受け取った。また土地分配の上限である10haを得た者は土地を分配された者全体の3-5%だった¹⁹。集団農場のうちコヴァスナ県で農地法施行後も協同組合として生き残ったのは僅か一件だけだった。

¹⁹農務省コヴァスナ県農事監督署長 Tiberiu Bagoly の説明による。(筆者による聞き取り調査：ルーマニア、コヴァスナ県、スフツ・ゲオルゲ市、1999年10月)

図表 4 農業経営構成の変化

経営類型		1985	1990	1992-3	1994	1995-6
個人経営	(農地割合)	9.4	10.1	44.5	36.3	48.2
	(経営数)	-	-	264 万	344 万	370 万
自留地経営	(農地割合)	6.0	15.2	-	-	-
共同経営	(農地割合)	-	-	12.6	-	10.4
	(経営数)	-	-	16,700	-	13,700
組合経営	(農地割合)	54.0	46.9	12.2	[25.5]	12.2
	(経営数)	1,058	2,346	4,027	[22,375]	3,700
国营農場	(農地割合)	13.6	13.7	13.0	12.5	11.6
	(経営数)			1,159	760	499
その他(共同地)	(農地割合)	17.0	14.1	17.7	-	17.6
農地面積合計(万 ha)		1,499	1,476	-	1,480	1,479

備考) 農地割合は当該年の農地面積全体に対する割合(%)、また経営数は実数を表わしている。

出所) 1985 年と 1990 年は G.Hunya 前掲論文 pp. 140-142、1992-3 年は Flórisné-Botos, A romániai mezőgazdaság jellemzői az átalakulás után, Gazdálkodás, Budapest, 1996, no.3, p. 87、1994 年は S.Bara, Elements for a future agricultural policy, *Romanian Economic Review*, Bucharest, 1995, No.2, p. 166、1995-6 年は図表 3 による。1994 年の組合経営数値は共同経営を含んだ値である。また 1994 年の数値は「登録された registered」農業経営の数値であるため、個人経営分は実数よりも相当に少なくなっていると推定される。

(2) 事例分析 1: 小規模農家経営

ここでは事例調査を行った小規模農家の経営について分析を行うが、事例として取り上げたのは比較的規模の大きい小規模農家である。言うまでもなく小規模農家の中で圧倒的部分を占めるのは数 ha 以下の零細な農家であり、数量的な意味で典型例を取り上げるとしたら、こうした零細農家になる。ところが零細農家は農業経営としての自立性が低いいため、その類型化は副業的部分を考慮に入れざるをえなくなる。この場合、極めて多様な事例を抽出することが必要となるが、それはもはや農業経営としての農家経営の類型化ではなくなる。本稿では、数量的には少数派であるが専門的に農業を行っている農家を取り上げ、その経営内容を分析し、零細な農家経営の実情はそこから推測するという方法をとった。この第一の分析事例は図表 3 における共同経営以外の農家経営を念頭においている。

a) 調査事例農家の略歴

小規模農家の事例として調査したのはオズン Ozun 村サンチオンルンカ Santionlunca 集落の農家セーレーシ Szölösi 家²⁰である。この集落はコヴァスナ県の県都スフンツ・ゲオ

²⁰農家の戸主 József Szölösi はハンガリー語を母語とし、ハンガリー風に姓名を表記すると Szölösi József である。あとで登場する借地農二人も、その姓名と使用言語から判断すると、ハンガリー系である。また Ozun 村はハンガリー語では Uzon 村、Santionlunca 集落は Szentiván-laborfalva 集落になる。ルーマニ

ルゲ Sfintu Gheorghe から南に 5km ほど下ったところに位置する。集落の人口は 800 人程である。農地は 1800ha ほどで、そのうち 350ha が借地に出されている。農家数は 130 で、10ha 以上の経営面積を有するのはセーレーシ家を含めて 6 戸である。また 5-10ha 規模の農家は約 30 戸あり、残りの 100 戸足らずが 5ha 以下である。セーレーシ家よりも大きい経営面積を有するのは二戸であり、それぞれ 30ha と 50ha である。従ってセーレーシ家はサンチオンルンカ集落では際立って経営を成功させた農家の内の一つであると言える。

セーレーシ家の戸主ヨーージェフ József・セーレーシは 1911 年生まれである。調査時点(1999 年)で 88 歳という高齢のため、実質的な経営の指揮は息子が執っているが、経営上の助言を与えたり、軽度の農作業に従事するなど、補佐的な役割を担っている。家族はヨーージェフの妻、成年に達した息子一人とその嫁、および孫二人の計 6 名である。

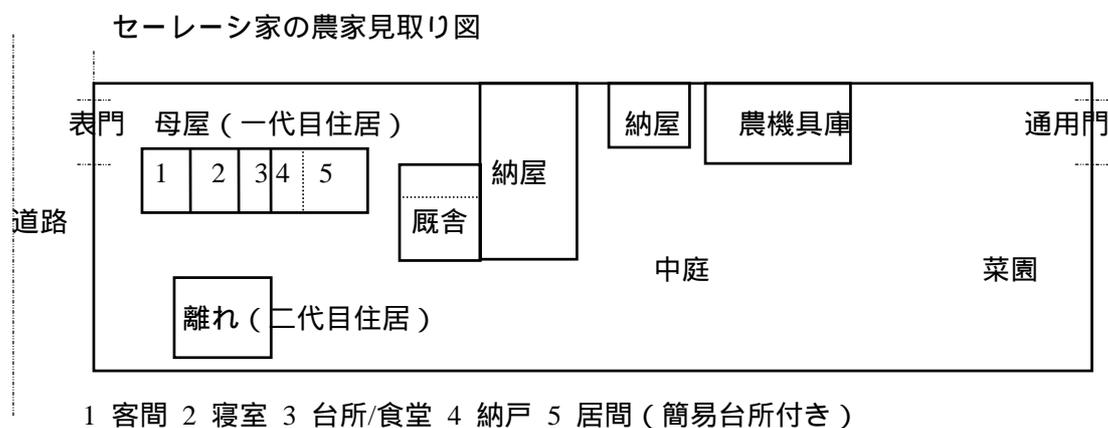
セーレーシ家は 1991 年の農地法で 11ha の農地の返還を受けた。戸主であるヨーージェフの父親はこの村で戦前 30ha 程の農地を持っていた。戦前のルーマニアで 30ha の自作農といえば、かなり有力な農家を意味した²¹。ヨーージェフは 1940 年に親から独立し、このとき現在の屋敷地を購入した。そしてこの敷地内に母屋、家畜小屋、そして納屋を建て、馬や荷馬車なども購入し、さらには 10ha の土地を親から相続した。その後、1943 年に兵役につき、村に戻ったのは 1945 年だった。しかし家畜や農具などの財産はほとんど戦火や徴用で失い、戦後は経営の立て直しから始まった。

1951 年、農業集団化の中でヨーージェフはクラーク(富農)とみなされ、財産と土地を没収された。また集団農場に加盟することも許されず、村はずれに 11a の土地が与えられた。ヨーージェフはこの土地、そして没収を免れた 2 頭の雄牛をもとに再び個人経営を始めた。規模は零細だったが、経営努力と節約により収益を生み出し、蓄積した資金から農業機器を購入したり、家財道具を買うことさえできた。ところが 1960 年に第二次集団化が行われ、かつてクラークとされた農家も集団農場への加盟が強制された。ヨーージェフも農業用

アの村 comuna は行政村(ハンガリー語では község)を意味し、全国で 2686 存在する(1997 年)。comuna の下に catun ないし sat と呼ばれる集落単位(ハンガリー語では falu)がある。その数は 13285 である(O. Ieda ed., *The emerging local governments in Eastern Europe and Russia -Historical and post-communist development-*, Hiroshima, 2000, p. 22.) 本稿の事例でみると、オズン村にはサンチオンルンカを含めて 6 つの集落がある。

²¹ ハンガリー王国時代については行政区分が異なるので県域は現在のものと一致しないが、現コヴァスナ県の中南部に相当するハーロムセーク Háromszék 県の数値が利用できる。それによると 1910 年の総人口 148,080 名のうち、就業人口は 67,418 名である。就業人口の内訳は農林業 44,581 名(66%)、鉱工業 12,743 名(19%)、商業金融業 1,126 名(2%)、運輸業 984 名(1%)、年金・金利生活者 957 名(1%)、その他の産業 2,691 名(4%)、日雇・奉公人など 4,336 名(6%)となる。また農地所有者構成は 1,000 ホルド kh(1 kh は約 0.57ha)以上が 8 名(0%)、100-1,000kh が 197 名(1%)、50-100kh が 453 名(2%)、10-50kh が 7,207 名(30%)、5-10kh が 6,258 名(26%)、そして 0-5kh が 10,169 名(42%)である。また 100kh 以上の借地農が 14 名いた。この他に農場監督が 47 名、農場奉公人が 3,719 名、そして農業労働者が 15,359 名いた。(Magyar Statisztikai Közlemények, 1910. Népszámlálás IV, Budapest, 1915, pp. 26-211) 30ha を持っていたセーレーシ家は 50-100kh の区分に入るので、これは農民の中では最上の層である。両大戦間期については、ルーマニアの全国統計によると、500ha 以上の農業経営が 0.1%、100-500ha が 0.3%、50-100ha が 0.4%、5-50ha が 24.2%、3-5ha が 22.9%、そして 3ha 未満が 52.1%である。(ベレンド/ランキ著『東欧経済史』中大出版、1978 年、p. 237)

資産を没収された上で集団農場の一員となった。その後、ヨージェフの息子（やはりヨージェフという名前なので、以下では二代目と略称する）も父親と同じ集団農場で勤務することになった。



b) 経営地

1990年、農地法の制定を待たずに、ヨージェフの属していた集団農場が解体した。セーレーシ家の父子によると、彼等が勤務していた集団農場では耕地経営も畜産経営も荒れ放題であり、行政当局に送付された経営業績は常に改ざんされたものだったという。このため政治変動後に集団農場の処遇が問題にされた時、農場を維持しようという者はほとんど存在せず、すぐに解体が始まった。こうして集団農場の土地や家畜などが農家に分配され始めた。ヨージェフは家畜の分配分として馬一頭と乳牛7頭を受け取った。また土地については1990年と1991年の両年に分けて、合計11haが返還された。ヨージェフの話ではセーケイ地方と呼ばれるトランシルヴァニア東部のハンガリー人地域ではどの農家もかつて所有していた土地を要求し、多くの場合、実際にもかつての所有地を受け取った。ヨージェフも旧所有地をほぼそのまま受け取った。それは7haの耕地と4haの採草地である。農地法は返還規模の上限を10haと定めているが、ヨージェフの場合は劣等地である採草地が含まれていたため、面積的には10haを越えても問題はなかった。

オズン村には国営農場（現在は株式会社 Sol-Lact）が存在し、その土地は返還対象とならなかった。このため農家への返還用地が不足するという事態が生じた。またこの村では農地の返還を受けても、農業機器の不足、老齢、都市在住などを理由として、返還された土地を自分で耕作せず、拡大志向を持つ農家や国営農場に土地経営を委託する場合が相当数あった²²。

さて農地分配における旧所有権の尊重は法的にも、また人々の感情から見ても正当とみなされたが、土地経営という視点から考えると困難な問題を引き起こした。経営地の分散

²² B. Nagy, 前掲書 pp. 74-5.

である。つまりかつての散在耕地的な状況がそのまま再現することになったのである。ヨーゼフの場合、耕地は4ヶ所に、そして採草地も4ヶ所に分かれている。そもそも集団農場の解体と個人農家経営の創出は経営規模の大幅な縮小を必然的にもたらしたが、ルーマニアの場合はかつての耕地分散性が再現したことにより、一片一片の土地面積は極限にまで縮小した。

1999年10月時点で、セレーシ家の経営面積は20haである。農地法施行の時と比べると経営面積が増加したが、これは1995年に1haの土地を購入したこと、および親戚(父方の叔父)の土地を8ha借りていることによる。経営地の内訳は耕地14.5haと採草地5.5haであり、耕地が7.5ha、採草地が1.5haそれぞれ増えた。また土地の分散性を見ると、前者は6ヶ所に、後者は4ヶ所に分かれている。自己所有の耕地と採草地がそれぞれ4ヶ所だったことを考えると、セレーシ家は経営面積を拡大させるに際して、経営地があまり分散しないよう考慮したことがうかがえる。すなわち借地によっても土地の分散状況はさほど悪化せず、地片として増えたのは耕地の二ヶ所だけであり、採草地では隣接した土地を借り受けることができた。

ヨーゼフは借地料として1haあたり700kgの小麦ないし、それに相当する金額を支払っている。この借地料はコヴァスナ県での現在における慣行的借地料に沿ったものである。すなわち標準的には平均収量の二割から二割五分が借地料の基準とされているのである(小麦の場合、平均の収量は1haあたり2,500-3,500kgであり、700kgはその20-28%に相当する)。ただし今のルーマニアでは小麦の生産者価格が低いため、この借地料形態は借り手側にとって有利に設定されていると言える。借地関係について詳しい検討は次の借地農を扱った箇所などでおこなう。

c) 労働力

農作業はヨーゼフが高齢であるため、実質的な経営者である二代目が行っている。二代目の住居は同じ敷地内に建てた別棟であり、そこに妻および子供と住んでいる。ただし二代目の子供はまだ年少であるため、家畜番などの軽微なものを除けば農作業の実質的補助労働力にはならない。二代目は社会主義時代、親と同じ集団農場に勤務し、トラクターの運転手だった。従って機械の操作に慣れており、二代目は機械を使って農作業の大半を一人で行っている。このためセレーシ家に常雇の使用人はいない。ただし不定形な労働需要を満たすため、必要に応じて働き手を雇い入れている。筆者が調査した1999年ではモルドヴァ地方から出稼ぎに来た青年一人が住み込んでおり²³、農作業を手伝っていた。また近隣の農家の主婦が乳牛5頭の搾乳を担当している。このような不定形ないし個別的な労働に対して決まった額の賃金が支払われることはなく、現物給が適宜に手間賃として手渡される。住み込みのモルドヴァ青年も契約で雇われた訳ではなく、たまたまセレーシ家の農場で日雇の仕事に携わった折りに、そのまま居着いてしまった。この青年は納屋

²³ 2000年11月の調査では同じ性格の労働が近隣の若い男性によって担われていた。

で寝起きをし、三食は保証されているが、それ以上の確定した報酬はない。

こうした随時的な労働力の他に、収穫期などの農繁期に日雇が雇い入れられる。日雇は村の住民から調達されることが多いが、そのほとんどはロマ（ジブシー）である²⁴。1999年のジャガイモ収穫期には24名のロマが6日間雇用された。また甜菜の収穫でも15名が一日間雇い入れられた。日当は5万レイ（3米ドル相当）であり、さらに朝昼夕の三度の食事が提供される。日雇への食事の支度と給仕は二代目の妻の仕事である。二代目の妻は耕地での農作業にほとんど参加せず、内回りの仕事を分担している。また農繁期は日雇の世話などで台所まわりの仕事が多くなるため、近隣の農家の主婦達が手助けにやってくる。こうした労働に対しては手間賃代わりに食糧などの現物が支払われる。

d) 機械化

セーレーシ家は個人農家となった1990年以降、積極的に農機器の購入を行ってきた。まず1991年に中古トラクター一台と耕耘機用鋤を購入した。翌年の1992年には前年に買ったトラクターを売り払い、別のトラクターを購入した。さらに同年10月には「新品のトラクターをジャガイモの儲けで」購入した。代金は当時の金額で150万レイ（7-8000米ドル相当²⁵）だった。この他にもセーレーシ家は1992年から翌々年にかけて次々と農作業用機器（地ならし機、播種機、採草機、散布器など）を購入し、さらに1995年には小型のトラクターも購入した。そして1996年には家畜をまとめて販売した代金で乗用車を買った。

このようにセーレーシ家は農業経営から生まれた収益を全て設備投資に回したが、それは第一にセーレーシ父子が出来る限り早く自らの経営を効率化させたいと考えたからである。しかしそれと同時に、1990年代における異常なインフレ²⁶の昂進も背景になっている。すなわちこのような高率インフレ下では貨幣収入が瞬時にして購買力を失うので、収入を蓄積に振り向けるのは不合理な選択であり、むしろ販売代金を即座に物品や資材の購入に当てる方が理に叶っているのである。

e) 生産品目

栽培作物を1999年についてみると、ジャガイモが7ha、小麦が5.5ha、大麦が、0.5ha、甜菜が0.5ha、牧草（ウマゴヤシ）が1.5ha、そしてその他の牧草用地が5haという構成であり、ジャガイモがこの農家の主力作物であることがわかる。ジャガイモに経営の主力を置くのは今のルーマニアでこの作物が収益性の高い作物になっているからである。ジャガ

²⁴ 筆者によるハンガリーでの現地調査でも、ロマは旧集団農場再編の際に解雇され、その後は農業日雇として生計をたてている場合が多い。（例えばバーチ Bács 県ラヨシュミジェ Lajosmizse 市及びハイドゥ Hajdu 県ハイドゥソヴァート Hajduszovát 村など）

²⁵ 1992年は250%の高インフレ率を記録したので、正確な換算は不可能である。従って7-8,000ドルは概数である。（RSY, pp. 386-387）

²⁶ 1990年から1997年の間に総計で物価は3,930倍になった。（同上）これは一年平均で200%以上のインフレを意味する。

イモ 1ha あたりの収量は全国平均で 12,500kg²⁷、そして 1kg あたりの生産者価格は 1493 レイ (コヴァスナ県の平均収量は 13,300kg/ha、生産者価格は 1302 レイ/kg) であり、1ha につき貨幣換算で 1,866 万レイ (1,166 米ドル相当) の粗収入が期待できる。セーレーシ家の場合はコヴァスナ県の平均よりさらに収量が多く、1ha あたり 15,000-18,000kg の収穫がある。従って 1ha あたりの粗収入は 2,235-2,682 万レイ (1,397-1,676 米ドル相当) になる。これに対してもう一つの有力な商品作物である小麦では、1ha あたり 3,500kg の収穫があったとしても (ルーマニアの平均は 2,500-3,000kg/ha)、小麦の価格は平均で 1,047 レイ/kg であり、1ha あたりの粗収入は 366 万レイ (228 米ドル相当) にしかならない。セーレーシ家の小麦栽培は単位面積あたり全国平均以上の収量があり、1ha につき 4,000kg に達するが、それでも 1ha あたりの粗収入は 419 万レイ (262 米ドル相当) である。またこの地域のいま一つの重要な商品作物である甜菜は、後で詳しく見るように、今の経営環境では収益性が低く (あるいは収益性が非常に不確実であり)、甜菜に耕作面積の多くを割くことは考えられない。従ってセーレーシ家が高収入をもたらすジャガイモを収益性の低い小麦や甜菜より多く栽培しているのは当然の選択と言える。但し地力維持のためには輪作が必要であり、常に同一作物を同一地に栽培し続けることはできない。つまり長期的にはジャガイモに片寄った作付方法は維持できないのである。とりわけジャガイモの連作は土壌を傷め、思わぬ病虫害を発生させる危険性が高い。コヴァスナ県の農事監督署では最近のジャガイモ作付ブームに対して、コロラド・ハムシ発生の危険性があると警告している²⁸。こうした病中害に限らず、予期できない自然災害に対処するためには、多種多様な作物を作付けることが望ましい。一般にこの地域の土壌や気候条件を考慮すると、ジャガイモ、小麦、甜菜、大麦ないしホップ、そしてウマゴヤシ等の牧草の 5 種をもとにした輪作が理想的耕地経営だとされている²⁹。セーレーシ家の作付作物もこの模範的輪作に沿ったものとなっている。ただし作物の量的な割合に大きな偏りがある。この地域の農業監督署は「零細生産者が輪作を無視して、ジャガイモばかりを作付している」と警告を発しているが、セーレーシ家の場合は小麦栽培にも相応の面積を割り当てているので、農業監督署の警告はそのまま妥当しないが、それでもジャガイモ栽培にかなり傾斜しているのは事実である。

畜産ではセーレーシ家は牛に力を入れており、現在、乳牛 5 頭、雄牛 2 頭、そして子牛 2 頭を有している。この他に馬が 2 頭 (うち一頭は 6 ヶ月の子馬)、豚が 10 匹前後、羊が

²⁷ EU 諸国の平均的土地生産性はジャガイモで 30,000-35,000kg/ha、小麦で 6,000-6,500kg/ha、甜菜で 7,500-8,500kg (砂糖換算) /ha、搾乳量で 5,000-5,500kg/頭である。The agricultural situation in the EU, 1998 report, Brussels, 1999. T/198, 219, 260, 328. 西欧での土地生産性はルーマニアの二倍程度である。

²⁸ 農務省コヴァスナ県農事監督署チエルナトゥ Cernat 村管区農事監督署員 István Szillágyi によると、零細農家は輪作を無視して、ジャガイモばかりを作付している。また病虫害を防ぐためには 3 年おきぐらいに品種を変える必要がある。ところが零細農家は種芋を買い付ける資金がないので、同じ品種を栽培し続けている。(筆者による聞き取り調査：ルーマニア、コヴァスナ県、チエルナトゥ村、1999 年 10 月)

²⁹ 農務省コヴァスナ県農事監督署長 Tiberiu Bagoly の説明による。(ルーマニア、コヴァスナ県、スフンツ・ゲオルゲ市、1999 年 10 月)

15 匹、そして鶏が数十羽飼育されている。セーレーシ家は牛の飼育数を今後さらに拡大させる意志を持っている。但し今のところは牛小屋が手狭なので雄牛二頭を売り、乳牛だけを残す計画である。

セーレーシ家の乳牛搾乳量は一頭につき平均で年間 4,000-5,000 リットルであるが、これはルーマニアの平均的な搾乳量 3,000 リットルに比べるとかなり高い数値である。また飼料についてはセーレーシ家の場合、5.5ha の採草地と 0.5ha の大麦栽培により大型家畜用の飼料は基本的に自給されているが、村の共同放牧地も部分的に利用している。搾乳された牛乳は自家消費分を除けば、すべてスフツツ・ゲオルゲ市の牛乳加工工場へ売っている。

f) 経営収支

以上のようにセーレーシ家は改革後の 10 年で専業農家としての経営を基礎固めし、さらには経営規模を拡大することにも成功した。この成功の要因は何であったのか。1999 年を例にとって経営収支の構成からこの問題を考えてみよう。

セーレーシ家の主要製品の生産高とその価格換算額は以下の通りである。

- 1.牛乳： $4,000 \text{ リットル/頭} \times 2,200 \text{ レイ/リットル} \times 5 \text{ 頭} = 4,400 \text{ 万レイ} (2,750 \text{ 米ドル})$
- 2.肉牛二頭： $500 \text{ kg/頭} \times 11,000 \text{ レイ/kg} \times 2 \text{ 頭} = 1,100 \text{ 万レイ} (688 \text{ 米ドル})$
- 3.小麦： $4,000 \text{ kg/ha} \times 1,047 \text{ レイ/kg} \times 5.5 \text{ ha} = 2,305 \text{ 万レイ} (1,441 \text{ 米ドル})$
- 4.ジャガイモ： $16,500\text{kg/ha} \times 1,302 \text{ レイ/kg} \times 7 \text{ ha} = 15,038 \text{ 万レイ} (9,399 \text{ 米ドル})$
- 5.甜菜： $20,000 \text{ kg/ha} \times 0.05 \times 8,000 \text{ レイ/kg} \times 0.5 \text{ ha} = 400 \text{ 万レイ} (250 \text{ 米ドル})$
- 6.合計： 2 億 3243 万レイ (14,527 米ドル)

(採草地と大麦畑の生産物は全て自家飼料と見なし、ここからの収入相当分は牛乳および食肉の販売代金に含まれていると仮定した。甜菜の計算式で用いた 0.05 は甜菜の収量を砂糖収入高に変換する計数であり、この計数の算出根拠は後出の借地農経営の節を参照のこと。)

以上の粗収入に対して、主要な支出は次のようであった。まず支出額がある程度はつきりしている借地料と日雇労賃はそれぞれ 366 米ドル相当 (小麦 $700\text{kg} \times 8\text{ha} \times 1,047 \text{ レイ} = 586 \text{ 万レイ}$)、及び 600-700 米ドル相当だった。他方これ以外の通常的経営経費は確定的な数値を入手することができなかったので、次に論ずる借地農経営における経費を参考にして、耕地 1ha あたり 150 米ドルと仮定すると³⁰、14.5ha の耕地経営に必要な通常経費は 2,200 米ドル程度と見積もることができる。これに借地料と日雇労賃を合わせると、セーレーシ家の直接的な経営支出は概数で 3,300 米ドル程になる。

粗収入計算は現物での生産高をそのまま貨幣換算したものであり、これだけの現金収入があった訳ではない。また支出についても現物で支払った手間賃や自家消費分も考えなけ

³⁰ 借地農経営での甜菜栽培における経費 117 米ドル/ha を基にしているが、小規模農家の方が単位面積あたりの経費が多くなると考え、150 米ドルとした。従って以下の経費数値も目安としての推定値である。

ればならない。しかし 14,500 米ドルの粗収入のうち、半分ないし 1 万米ドル近くは粗収益として手許に残ったと推定される³¹。

セーレーシ家の 1999 年における粗収入の合計を 100 として各収入項目の割合を表すと、牛乳 19%、肉牛 5%、小麦 10%、甜菜 2%、そしてジャガイモ 65% となる。つまり粗収入の 2/3 がジャガイモに由っているのである。現在のルーマニアでジャガイモ栽培は収穫作業を初めとして多くの作業が手労働で行われ、労働経費が高くなるはずであるが、農村における過剰労働力などのお陰で、相対的に安価な労働力を確保することが可能となっている。セーレーシ家の場合、1999 年の労賃は先に見たように、600-700 米ドル程であり、ジャガイモの生産高相当分の 9,399 米ドルに比べて大きな負担になっていない。ジャガイモ価格の高値続きが高い収益性を保証しているのである。セーレーシ家二代目が 7-8,000 米ドル相当のトラクターを「ジャガイモの儲けで買った」と認識していることは、上記のような収支計算から見ても、確かに現実的な根拠があると言える。

税制面を見ると、セーレーシ家の二代目が「免税のおかげで経営はうまくいっている」と明るい表情で話していたが、実際にもルーマニアの農業経営は特別措置として農業税（基本的には土地税）を 1999 年まで免除されていたし、経営収益に対しても農家は課税されないことになっている³²。今のルーマニア政府の農業政策について国内の専門家の間では無策ないし不適切だとの批判も聞かれるが、農民はむしろ、「税を取られて何かされるより、何も払わないし、何もしてくれない現状の方が良い」と考えている。

g) 展望

以上のようにセーレーシ家は改革後のルーマニア農業の中で成功した小規模農家である。成功の要因を考えると、まず最初に a) ジャガイモ価格の高水準、b) 優遇税制の存在、c) 低賃金、そして d) 親族関係に基づく安定的な借地関係、といった良好な経営環境を挙げることができる。また e) 経営者精神としては、経営改善努力（高い土地生産性や搾乳量の多さ）、儉約性、そして投資志向（積極的な設備投資や経営拡大）を挙げることができる。さらには経営方法などの知的財産、そして厩舎・納屋などの物的な資産が親から子へと受け継がれた f) 代代的継承性もセーレーシ家の農業経営を安定的なものとする上で無視できない要因である。なぜなら、こうした継承性がない場合、創業に必要な新規の設備投資、あるいは日常的な経営における技術的な試行錯誤など、多くの障害を克服しなければならなかったはずだからである。また労働力が隣人関係に基づく柔軟な形態で利用可能であること、そしてモルドヴァ青年のような外部労働力が家内奉公人に近い形で確保されていることもセーレーシ家における家族内補助労働力の不足を補っている。つまり経営組織

³¹ 農家経営とその収支構造について他の東欧諸国との比較では吉野悦雄編『ポーランドの農業と農民』木鐸社、1993 年、O. Ieda, Individual farming and socialist agricultural cooperative -based on a case study of individual farming in the 1970s' Hungary -, *Japanese East European and Slavic Studies*, 1991, vol. 12, pp. 1-25 などを参照。

³² Cs.Czaki & J.Nash, 前掲書 p.63.法人の所得税も一般の税率 38% に比べて、農業法人は 25% に低く押さえられている。

における g) 伝統的な雇用形態もセーレーシ家の農家経営における不可欠な構成要素となっているのである。

ところで以上のようにまとめたセーレーシ家の成功要因は、そのまま農家経営が抱える問題点をも示唆している。まず第一に、有利な経営環境が今後とも維持されるという保証はない、ということである。相対的な低賃金は今後とも続くと考えられるが、ジャガイモ価格の高水準は保護関税政策³³などによって維持されているものであり、中・長期的に見るなら、常に期待できる経営環境ではない。また優遇税制も 2000 年には一部廃止され、今後は次第に税負担が大きくなることが予想される。つまり将来における収益性の低下傾向は避けられないのである。さらに深刻な問題になると思われるのは良好な借地環境の維持である。つまり経営の収益性が低下すれば、低い収益性を補うために経営面積の拡大が必要となるが、その際、新たな経営地の確保を親族関係だけに頼ることはできなくなるのである。その場合、新たな耕作地が現在の経営地に隣接して確保できるという保証はない。従って経営拡大は経営地の分散度を高めることになり、これは経営効率を著しく低下させる結果を招く。

収益性の低下は第二の問題を引き起こす。すなわち今後は「ジャガイモの儲けで」というような超過利潤に期待する新規の設備投資は見込めなくなるため、安定的な農業金融が農家経営の改善のために不可欠となる。ところが現状では安定的な農業金融が創設される見込みはあまりない。一つには政策的な援助が欠如しているからであるが、いっそう深刻な障害は農業金融の基礎となる土地所有関係や土地賃貸借関係が、公的な登記簿記載に基づく透明性の高いものとなっていないことである。不動産担保や借地権を基礎とした長期抵当信用を受けるためにはこうした土地関係の長期的安定化と透明化が不可欠である。今後 EU などの農業支援資金を受け入れる上でも、こうした地域内農業信用制度の欠如が大きな障害となる。ただし近年、農村の共同性に基づく新たな農業金融の仕組みを作る動きが農村で始まっているので、最後に再びこの問題に立ち戻ることにする。

第三の問題点は市場志向の希薄さである。牛乳と甜菜を除くと、セーレーシ家の農業生産は販売市場と相互的な関係をほとんど持っていない。生産を合理的に行おうという姿勢はあるが、市場からの情報をもとに生産を行うという経営指針はない。これは集団農場が崩壊した後、販売を組織する出荷組合的な存在が消滅したことにも由来している。従って小売の個人客、集荷業者あるいは食品加工業者が買付に来るのを受動的に待つしかない³⁴。

³³ OECD, *Agricultural Policies in transition economies, Monitoring and evaluation*, 1997, pp. 225-226.

³⁴ 現状における流通の未組織性は地元の食肉加工業者によっても指摘されている。「農家と契約を結んで原料肉を仕入れることは困難である。第一には、長期契約による仕入れはインフレや相場の変動があるため、コスト高になるおそれがあるからである。また農家は家畜を売ると約束しても、本当に持ってくるかどうか、実際に持ち込まれるまで確実でない。このため個人農家からの仕入れは非常に不安定である。他方、国営農場から仕入れる場合、供給の安定化は実現するが、単価が農家から仕入れる場合よりも 10-15% も高くなる。すなわち国営農場からの仕入れ値は豚肉で 21,500 レイ/kg であるのに対して、

もっともこのような問題点があるからといって、小規模農家が経営環境の変化などによってすぐに衰退するわけではない。むしろ次で見る借地農経営と異なり、常に自給自足的な規模に縮小して自己の保存を確保するという強靱さがある。つまりこのような小規模農家にとって、生産物が高値で売れることは経営の維持にとって好都合な条件ではあるが、不可欠な条件ではないのである。経営地の分散性という問題も、確かに一面で合理的な土地経営を阻害する要因であるが、他面で自然災害などに対して危険負担を分散するという役目もあり、経営の保全という観点から見ると、合理性を持つということもできる。つまり農家経営の将来像については、これをどのような観点から描くかによって全く異なった評価が生まれるのである。例えば現在のコヴァスナ県農業監督署長は今後の県農政の重心を農家経営の大型化にではなく、有機農業の育成に置きたいと考えており³⁵、もしそのような施策が実行されるなら、経営地分散性の克服は必ずしも最大の課題でなくなる。これに対して農村の現場にいる農事監督署員（その多くは旧体制下で専門教育を受けた人々）の間では、農家経営が生き残る道は経営大型化以外にないとする傾向が強く、その場合は農地の交換分合や「共同経営」化の促進が最も重要な課題となる。またコヴァスナ県農事改善局では EU 加盟を念頭において、20-50ha 規模の農家を farmer 的農場の適正規模であると規定し、この規模の農家の育成を目指している³⁶。

(3) 事例分析 2：中規模借地農家

個人農家のいま一つの類型は中規模借地農家である。この類型は経営の核が一農家ないし一農業者にあるという点において農家経営である。しかし経営規模が家族労働の範囲を大きく越えて拡大しているため、別個の経営類型をなすと考えられる。これは先の図表 3 に従えば、農家経営の中の共同経営に相当する経営類型である。論理的に言えば、中規模借地農家に限らず大規模借地農家、あるいは自己所有地に基づく大・中規模の個人農家もありうるが、今回の調査では見出しえなかった。むしろ他の地域においてこうした経営類型が存在しないとは断言できないし、将来においてこの種の類型が現れる可能性も十分に考えられる³⁷。ちなみに西欧的基準に従えば、数百ヘクタール規模の農家は大型経営

農家からだと 18,500-19,000 レイ/kg である。結局、最も安く原料を入手するため、近隣の農家から時々判断で仕入れを行っている。」 Hentil (ヘンティル・ハム会社) 社長シャーンドル・ダリ Sándor Dali との面接調査(コヴァスナ県、イリエニ村、1999年10月)。農家の側からみても長期契約に基づいて家畜を販売することは不利と見なされている。その理由は食肉相場が当初の予想よりも高くなれば、別のところに売った方がより多くの利益を生み出すことができるから、というものである。

³⁵ コヴァスナ県農業監督署長 Tiberiu Bagoly との面接調査による。(スフツ・ゲオルゲ市、1999年10月)

³⁶ コヴァスナ県農事改善局長 Andrei Motica との面接調査による。(コヴァスナ県、スフツ・ゲオルゲ市、1999年10月) ルーマニアで農事改善局 ANCA (Agentii Nationale de Consultanta Agricola) が設立されたのは 1999年1月1日であるが、この組織はもともと農事監督局の一部だった。改組されたのは、EU による農業補助金を受け入れるためであり、そのためには農事行政を EU 勧告に従って再編することが必要だった。

³⁷ 実際にもルーマニア南東部での現地調査では数千ヘクタールの借地農場が存在しているとされている

に属するが、旧ソ連東欧地域では数千ヘクタールの法人的大経営が存在するので、数百ヘクタール規模の経営は中規模と呼ばざるをえない。

中規模借地農として調査したのはコヴァスナ県南部に位置するチェルナトゥ Cernatu 村のデジェー・ナジヨラーン Dezső Nagyolán とミクローシュ・ジェーリ Miklós Györi の二人である。村の人口は 3,400 名程であり、ハンガリー系が 99% 近くを占める³⁸。かつてこの村の集団農場は 3,700ha の農地を持っていたが、農地法の施行で解体され、多くの零細農家が生まれた。またその一方で 100ha 程度の規模をもつ借地農家が 6 経営作り出された。借地は当時制定された法律により、大型農業機械操作などの専門教育を受けた者だけが行えるとなっていたため、誰でもが借地農になれたわけではない。この村では主として集団農場の中堅以上の幹部が借地農となった。

a) 農場経営者の経歴

ナジヨラーンはチェルナトゥ村集団農場長経験者であり、組合が解体された時の村長でもある。年齢は調査当時で 55 歳である。その父親も地元出身の農民であり、集団化される前に 15ha の土地を所有していた。ナジヨラーンの父親も農業集団化の時にセレーシの父親と同様、富農と見なされた。いま一人の借地農ジェーリはナジヨラーンと同世代だが、地元出身ではなく、トランシルヴァニア中央部に位置するクルジ県の生まれである。ジェーリは農業専門教育を出身県で受けたあと、チェルナトゥ村近くの国营農場で農業技師として勤務していた。

チェルナトゥ村ではこの二人を含めて 6 名の借地農が生まれ、集団農場時代の大型厩舎が借地農たちの農場経営施設として一棟ずつ売却された。売却価格は当時の額で 1,600 万レイ（1 万米ドルに相当する）だった。現在この旧厩舎はそれぞれ借地農によって改装され、事務所、機械用納屋、倉庫、作業場などとして使われている。外見上は 6 つの棟がかつてと同じように並んで立っているため、異なる 6 人の借地農の施設が存在しているようには見えず、一見すると集団農場時代と変わらない光景である。

b) 経営地と借地関係

借地農にとって農地をどのように確保するかは経営の基本に係わる問題である。今回調査した二つの事例は借地関係の安定性という点で両極に位置する。すなわち一方は親戚関係を基礎とする安定的な借地関係に立っているが、他方は借地農と土地所有者の利害が複雑に交錯する不安定な借地関係である。ただしどちらも経営地の交換分合が困難であり、程度の差こそあれ、経営地の分散度が高いという点で共通している。

安定性が高い借地関係に立つのはナジヨラーン農場である。経営地は全部で 100ha にな

（山村理人）。またここに隣接するブルガリアの東北部でもやはり数千ヘクタールの私的大経営が生まれているとのことである（H. Bachev, Bulgarian experience in transition of farm structure, presented at Slavic Research Center, Sapporo, on April 14, 2000）。

³⁸B.Nagy, 前掲書 p. 191.

るが³⁹、そのうち 17ha が自己所有地であり、残りの 80ha 余りを借地している。借地の所有者は 8 名であり、そのうち 4 名と親戚関係にある。残りの 4 名のうち 3 名は都会に住んでいる知人であり、最後の 1 名は地元住民であるが、高齢のため自分で経営できないため、ナジョラーンが耕作を引き受けた。ナジョラーン農場の場合、借地先との関係が親戚ないし人脈を基礎とした安定的なものであるため、借地相手を頻繁に入れ替えるという動機づけはない。また 80ha の土地を 8 名という比較的少数の所有者から借りることができたのは、今のルーマニアでは非常に幸運である。なぜなら農地法による平均的な分配面積は一人あたり 2ha 程度であり、ナジョラーン農場の一件あたり平均借地面積（10ha）はこれを大きく上回るからである。それでもナジョラーン農場の土地分散性は高く、16 の地片からなる。最大の地片は 12ha になるが、数 ha 程度の地片も多く、さらには土地が空間的に分散しているので、効率的な経営は大きく制約されている。

他方、ジェーリ農場も自己申告に従えば 100ha 程度の経営地を有する。このうち自己所有地は 12ha である。ジェーリは土地返還には与らなかったが、その後、経営を安定させるために土地を購入した。1ha あたりの購入価格は土地の質や位置によって異なり、米ドル換算で 200-1000 ドル相当だった。残りの 90ha ほどが借地であるが、これを約 30 人の小土地所有者から借り受けている。地主は主として村の年金生活者である。ジェーリの場合は地元出身でないため、ナジョラーンのように親戚関係を借地関係の基礎に据えることはできなかった。また零細な土地所有者から借り受けた土地が多いので、ジェーリ農場の耕地分散度はナジョラーン農場に比してさらに高い。もっとも全国平均で一件あたりの土地所有面積は 2ha 程度であり、90ha 規模の借地を行うためには最低でもこの程度の借地件数が必要となる。従ってルーマニアの中規模借地経営においては、ジェーリ農場のような借地件数や経営地分散度が標準的であると推測される。

ジェーリはこのような経営環境の中で耕地の分散性をなんとか改善し、経営の合理化を図ろうと努めている。例えば 1998 年に大幅な借地先の入れ替えを行った。すなわち他の経営地から遠く離れて効率的な経営ができない小規模な地片に関する借地契約を解消し、逆に、隣接していたり耕作地の中間で連続的な耕作を妨げていた地片を借り入れるように努めたのである。この結果、合わせて 30ha 分の借地契約を破棄し、代わって 20ha 分を新たに借り入れた。

この地方における借地関係は一般に、親戚関係に基づくなどの特別な場合を除くと、非常に不安定である。5 年を期限として借地契約が締結されることもあるが、その場合でも契約の実効性は弱い。例えば土地所有者の側から「失業したので自分で耕したい」、あ

³⁹ 個人農家の経営面積は借地部分も含めて、法的に 100ha までと規制されている。（N. N. Constantinescu, 前掲論文 p. 82；Cs. Csaki & Z.Lerman, Land reform and farm restructuring in East Central Europe and CIS in the 1990s: Expectations and achievements after the first five years, *European Review of Agricultural Economy*, 1997, no.3-4, p. 438.）このため今回調査した借地農は一様に経営面積を 100ha であると答えたと思われる。しかし実際の経営面積は 100ha を越えている。但し本稿での本文記述では借地農の自己申告に従った経営面積や作付面積を採用した。

るいは「息子が農業をやるために帰ってきた」などの理由で契約の中途解除を通告されれば、契約は破棄せざるを得ないのである。いまのルーマニアの経済状況、あるいは契約関係の背後にある隣人関係を考えると、契約書を盾にとって中途解除の申し出を拒否することは不可能とのことである。そもそも借地関係が正規に登録されることはほとんどなく、口約束による借地関係の形成が一般的である。このため毎秋の収穫後に地主と借地農との間で翌年の契約を再確認することが慣例となっている。このような短期の、しかも口頭による借地契約は通常なら借地農の側に不利に働く。しかしルーマニアの場合、借地農の側から見ても借地関係を公的にしない方がよいという事情もある。すなわち個人の農業経営に対して法的に認められた経営面積の上限は借地部分も含めて 100ha であるため、正規の借地関係を取り結んでしまうと経営規模に足枷をはめることになる。言い換えるなら、借地関係は法的枠を越えて拡大しており、この法と現実とのずれが背景となって、不安定で非公式な借地関係が日常化しているのである。統計に登場する共同経営という類型は、公式には family association、informal association 等の名称で呼ばれ、親戚関係や知人関係を基にした共同経営であると説明されているが⁴⁰、調査地域での聞き取り調査に基づくならば、多くの場合、その内実は借地関係であると考えられる。

さて借地関係を構成するもう一つの要因は借地料である。ジェーリ農場が借地先を入れ替えている背景には、土地の分散性を改善することと並んで、借地料形態を転換するというもう一つの重要な理由が存在していた。現在、コヴァスナ県では二種類の借地料形態が見られる。一方は借地料を実収量に合わせて変動させる歩合方式である⁴¹。この方式によれば契約時に取決めるのは収量に対する地主の取り分率だけであり、実際の借地料額は収穫が終わって初めて判明する仕組みになっている。もう一方は借地契約時に確定的な借地料を定めておく固定方式である。前者の形態によると借地料は、例えば収量の 25% と決められるだけであるが、後者によるとこの借地料率の他に、あらかじめ 1 ha あたり収量を、例えば小麦について、4,000kg と見込み、借地料額を 1,000kg/ha に確定するのである。先に見たセーレーシ家の借地は固定方式ということになる。ただし借地料率はいずれの方式でも 20-25% が基準とされており、借地料形態の違いが借地料率に影響を及ぼしている訳ではない。ちなみに旧集団農場が借り上げている土地についても、借地料は 25% が基準である⁴²。借地料率は借地する側の経営形態とは無関係に一律になっているのである。

ジェーリ農場はこの二種類の借地料形態のうち、歩合方式を減らして固定方式を増やす方針を立てている。転換の理由は次の通りである。まず歩合方式の場合であるが、借地農

⁴⁰ このような用語法の例としては family association は OECD, *Monitoring and evaluation*, 1997, p. 64; informal association は Cs.Csaki & J.Nash., 前掲 World Bank discussion paper p. 64.

⁴¹ 実際の作業としては、収穫時に作付列ごとの実収量をはかり、その一定割合を所有者に支払う。このため現地の農家は歩合方式をハンガリー語で列方式 sor と呼んでいる。

⁴² ルーマニア、コヴァスナ県、Acis 村のブザカラス農協 Societatea Agricola Buzakalasz の組合長 Pétyi Ödön によると、農協が支払っている 1ha あたりの借地料は「様々な生産物を組み合わせて 1000kg、あるいは収穫高の 25%」である。(ルーマニア、コヴァスナ県、1999 年 11 月における調査)

の立場から考えると歩合方式に従えば自然災害などの危険に対する経営負担を最小限にとどめることができる。しかしその反面、各契約地ごとの実収量を明確に測定するなど、借地料の実際的な算出に手間がかかり、しかも算出された額の当否について地主側と紛糾することも多い。これに対して固定方式では、見込まれた収量に対して実際の収量が少なくなったとき不利になるが、経営努力によって収量を増やせば、増収分がそのまま収益となる。また借地料を他の通常的な費用と同様に固定的な経費として考えることができるという利点も存在する。ジェーリはこうした長所や短所を比較した上で、「計算して経営できる」固定方式への切り替えを進め、固定方式を受け入れる土地所有者から優先的に土地を借り上げる方針を立てたのである。

土地所有者の立場からみると、歩合方式は実収量が多ければ取り分も大きいのが、天候不順などで実収量が減れば、取り分も減少する。これに対して固定方式では豊作の時に不利だが、不作の場合でも必ず定額の借地料収入が保障されるという利点がある。つまり固定方式では危険負担が少ないのに対して、歩合方式では危険負担が大きくなる代わりに、取り分を極大化しうるのである。

全体としてみるなら歩合方式は生産高が土地所有者の取り分によりよく反映される仕組みであり、固定方式はその反対に、生産高が借地農の取り分に大きく反映される仕組みである。これは土地所有者と借地農のどちらが経営の危険負担をより多く引き受けるかという問題でもある。つまり歩合方式の場合は土地所有者の危険負担が大きく、その分だけ土地所有者の経営内容への関心が高くなる。この場合、借地農は土地所有者の意志を全く無視して土地経営を行うことは難しい。逆に固定方式の場合、土地所有者は経営内容の善し悪しに関係なく借地料を受け取ることができるので、土地経営の中身に対する関心は相対的に低くなり、借地農が自分の裁量で土地経営を行うことができる可能性が高くなる。「計算して経営できる」というジェーリの言葉が持つ第一の意味が、収益計算における借地料分の固定化であったとすれば、計算可能性の第二の意味は土地所有者が土地経営に介入する可能性を最小にすることであった。いわば借地経営において、所有に対する経営の優位を確立するということである。現在ジェーリ農場では借地の70%が固定借地料方式で借り上げられ、歩合方式は30%に減った。つまりジェーリ農場では借地料形態の転換を進めた結果、借地経営の基本的部分で経営の優位化が進み、農場経営者自身の裁量に基づいた土地経営が可能となっている。

ただし借地関係における経営の優位を最終的に確立するためには、もう一つ決定的な問題が残されている。それは現物基準による借地料という問題である。具体的には、何を栽培するかという形をとって現れる問題である。つまり単年度契約の現物基準借地料においては、まず第一に、栽培する作物が一年単位で収益を明確に計算できるものに限定されざるを得ない。第二に、借地農にとっても土地所有者にとっても、単年度で収益を最大にする作物が選択される傾向が強くなる、ということである。現在コヴァスナ県でこうした条件を最もよく満たす作物はジャガイモであり、実際にもジャガイモの植え付け面積が拡

大する傾向が近年強まっている⁴³。ちなみにこの地方の二つの主要商品作物である小麦とジャガイモを例にとって借地料を比較すると次のようになる。まず小麦では収穫高を貨幣換算すると、1haあたり370万レイ(230米ドル相当)⁴⁴の粗収入が見込まれる。このとき借地料率を25%と仮定すると、借地料は貨幣単位で93万レイ(58米ドル相当)になる。これに対してジャガイモでは1haあたり1,950万レイ(1,220米ドル相当)⁴⁵の粗収入が見込まれ、借地料はその25%、すなわち490万レイ(310米ドル相当)になる。つまり小麦の場合に比べて、ジャガイモでは400万レイ多い借地料が期待できるのであり、その差は実に5倍である。1999年におけるルーマニアの平均的な給与が月額で150万から200万レイ程度(95-125米ドル相当)であることを念頭に置くなら、この差額は2-2.5ヶ月分の給与に相当する。

このように栽培する作物で借地料に大きな偏差が生まれる以上、歩合方式であろうと固定方式であろうと、現物借地料での借地関係においては、借地農も土地所有者も合理的な輪作秩序を無視して高収益が得られる作物の栽培を追い求める傾向が生まれるのは当然である。しかもこの地域はルーマニアの中でもジャガイモ産地として知られた地帯であり、コヴァスナ県の耕地経営がジャガイモ栽培へ傾斜していったのは無理からぬことだった。さらにこの傾向は近年における甜菜価格の下落によっても拍車をかけられた。借地関係が安定しているナジョラン農場の場合でさえ栽培作物の主力はジャガイモにあり、耕作面積の半分近い40haにジャガイモが植え付けられている。この作付割合は小規模農家であるセレーシ家の場合(20haに対して7ha)と比べてもさらに高い。ジェーリ農場の場合はいっそうこの割合が高く、ジャガイモの栽培面積は50-60%にも達する⁴⁶。

栽培作物が土地所有者と借地農との話し合いで特定され、しかも現物で生産高の一定割合が土地所有者に引き渡されるという現在の借地のあり方は、借地経営と言うより、分益小作ないし定率借地と定義した方が適切である⁴⁷。ただし分益小作は通常の場合、大地主から小規模農地が貸し出される形態をとるので、ルーマニアの分益小作は特異な形態であると言える。ともあれ定率借地という特殊な形態の借地関係が広まった背景には幾つか要因がある。第一は、売買にせよ賃貸借にせよ、安定的な土地市場が形成されていないということである⁴⁸。土地の貸借を行う当事者双方にとって基準となる地価が確定していない以上、収穫高という最も分かりやすい基準が採用されるのは当然の結果である。第二はインフレの昂進により現物経済化が進行したことである。将来の物価水準が全く不透明な場

⁴³ コヴァスナ県のジャガイモ作付面積(民間部門だけに限る)は1991年以後1万haから12,000ha規模だったのが、1996年以後13,000haを大きく越えるようになった。RSY, 1996, p. 831; 1998, p. 782、及びコヴァスナ県農業監督署長Tiberiu Bagoly作成の資料。

⁴⁴ 収量3,500kg/ha、単価1,047レイ/kg、そして1米ドル=16,000レイで計算

⁴⁵ 収量15,000kg/ha、単価1,300レイ/kg、そして1米ドル=16,000レイで計算

⁴⁶ 50-60%はジャガイモ収穫労働の延べ日数から推測した値である。

⁴⁷ 戦後日本の農業事情に従えば、請負小作に近いと言える。

⁴⁸ コヴァスナ県農事改善局長Andrei Moticaとの面接調査による。(コヴァスナ県、スフンツ・ゲオルゲ市、1999年10月)

合、固定した金額で一年後の借地料を取り決めることは不可能であり、現物基準に頼らざるをえない。第三は地主のほとんどが零細地主であるという事情である。つまり零細地主の場合、地主自身が自家消費できる作物の栽培を要求することが多いのである。この意味では借地経営といっても、実際には小土地所有者の零細経営を肩代わりしているのである。また土地所有者が都市に住んでいる場合、消費者価格よりも低い生産者価格で換算された借地料を現金で受け取るよりも、生産物を現物で支払われた方が得である、という計算が働いていることも考えられる。

いずれにせよ現物基準の借地料が続く限り、借地経営における経営の優位は最終的に確立し得ない。このような経営形態が西欧的な意味での借地経営と同列に扱えるのかどうか疑問であるが、これが現在のルーマニアにおける借地関係の内実である。

c) 労働力

ナジョラーン農場では成年に達した息子二人が経営に参加している。また二人の息子のうち一人は搾油所も経営している。二人の息子以外に恒常的な労働力はなく、家族3名で農場が経営されている。主たる労働力が家族員だけであるという点でナジョラーン農場は小規模農家と共通するが、成年に達した息子二人が親と共に同一の農家経営に従事するというのは一般的に期待できる事態ではなく、むしろ例外的である。さらにナジョラーン農場の年間日雇受け入れ日数を見ると、合計で2,000日に達する。つまり手作業によるジャガイモと甜菜の収穫を前提にすると、40-50haの収穫作業のために50-100名の日雇労働者を2-3週間、集中的に雇用しなくてはならないのである。このため延べ2,000日分の日雇労働が用いられているのであるが、この労働量を通年契約の労働者数に換算すると、7-8名分になる。このように家族員だけを通年の労働力としているナジョラーン農場においても、全体としてみるなら外部労働力への依存が大きく、もはや家族経営とは言い難い。

ジェーリ農場について労働力の構成を見ると、妻の補助的労働を除けば、家族労働は存在しない。このためジェーリは7名の常雇労働者を用いている。7名の内訳は4名がトラクター運転手、2名がトラック運転手、一名が全般的な補助労働をおこなう者である⁴⁹。また年間に雇用される日雇は延べ3,000日（通年契約労働に換算すると10-12人）に達する。日雇労働の大半はジャガイモ収穫の際に雇い入れられる。ジェーリ農場では東隣のバカウBakau県（モルドヴァ地方に属する）の季節労働者集団と契約を結んで収穫労働力を確保している。バカウ県からの季節労働者は通常数十名単位で集団を作り、専属の料理番を連れてくることもある。収穫労働者の日当は6-7万レイ（4米ドル相当）であるが、ジェーリ農場では労働者側の求めで、現物（ジャガイモ）による日当支払を行っている。また日当以外に朝昼夕食用の食材と宿泊施設を借地農側が用意する習慣になっている。こうした日当外の費用に加えて、雨が降ると収穫作業ができないので、悪天候によって費用がさらに嵩むこともある。つまり季節労働者による収穫作業は経費計算だけで考えると、地

⁴⁹ ジェーリ農場の実際の経営規模はトラクター要員の数から判断すると150ha程度である。

元の日雇を使うよりも多くの費用がかかるのである。ジェーリ農場がこうした不利益を考慮しても他地域からの季節労働者を用いるのは、短期間で収穫作業を終えなければならぬというジャガイモ栽培の特殊性に基づいている。つまり 100 名近い日雇を収穫期の一時期に集中して地元だけで確保することは極めて困難なのである。現在、コヴァスナ県ではモルドヴァから農業季節労働者を受け入れることが一般的な慣行になっている。

以上のように労働集約的な作物栽培に中心を置く中規模借地農家経営においては最低で 3-4 名の恒常的な労働力⁵⁰、そして収穫期には大量の日雇労働力（のべ 2,000-3,000 人）を確保することが不可欠である。もちろん機械化によって季節的な労働力への依存をある程度解消することは可能であるが、農業経営においては労働力需要の季節的偏差は本来的に避けがたい⁵¹。ただし現在のルーマニアのように日当 3-4 米ドル相当という相対的に低い賃金体系が存在し、農家所得自体も極めて低水準にある場合、機械によって日雇労働を置き換えることは不可能であるし、そもそも機械化への動機づけも生まれようがない。さらにジェーリの説明によれば、「モルドヴァ地方からの出稼ぎ労働者は数週間の収穫労働によって家族の一年分に当たる基礎的食糧を確保しており、自分達の農場は社会的な役割も果たしている」とのことであり、借地農が果たす社会的役割について自負心を持っているのである⁵²。

d) 機械・設備

ナジョラーン農場でもジェーリ農場でも収穫以外の作業は基本的に数名の労働力だけで行われる。いずれの経営にも中型のトラクター（45-65 馬力）が 4 台あり、トラクターに連結する耕耘用 3 連鋤も備えられている。この他に主要な農機器としてコンバイン、播種機、ジャガイモ植付け機、ジャガイモ分別機、採草機、地ならし機、農薬散布機、肥料散布機、トラックなどが揃っている。このように農業機器は数の上でよく揃っているが、中型の中古品が多く、効率的な農作業が保障されているとは言い難い。トラクターや耕耘用鋤も大型のものに切り替えれば、常雇の労働者数を減らすことができる。また大量の季節労働を必要とするジャガイモの収穫も機械化されれば、日雇確保のために悩む必要もなくなる。しかしこうした設備の改善や更新には経営規模を大幅に拡大し、さらに多額の新規投資を行うことが必要となる。今のところ法的な経営規模制限があるし、資金的に見ても両借地農は機械設備を高度化する投資余力を持たない。もっとも長期的な投資計画は、セレーシ家の事例で触れたように、高率インフレのため視野の外に置かざるをえないという事情もある。中規模借地農家の場合も売り上げ代金は即座に資材や燃料などの物品購入

⁵⁰個人農家で働く労働者は全国で 57,000 名と推計されているので（V. Mária, 前掲論文 p. 80）、この数を共同経営（中規模借地農家）数で割ると、一件あたり 4 名という数値がえられる。

⁵¹ 社会主義時代には都市からの援農部隊（学生や工場労働者）が組織されたが、西側でも農業における季節労働の確保は閉鎖的な労働市場によってしか解決されていない。例えばアメリカでは学生やメキシコ系の出稼ぎ労働者が用いられているし、日本では主婦の低賃金労働が不可欠な役割を果たしている。

⁵² 日当をジャガイモで受け取るとすると、一人あたり二週間の労働で 5-600kg の量になる。これは 6-7 人家族の一年分のジャガイモ消費量に相当する。RSY, 1998, p. 187.

に回されているのである。

e) 生産物

二つの農場ともジャガイモの作付が最大であり、残りの土地に小麦、大麦、エン麦などが同程度ずつ栽培されている。この地方の伝統的な作物である甜菜も栽培作物の中に入っているが、次の経営収支で述べるように、ほとんど収益が期待できないため、現在では数ha作付しているにすぎない。以上の作物がおおむね3年の輪作で栽培されている。

現在のところコヴァスナ県では上記のような粗放的な作物が中規模借地農家における主要な栽培作物であり、集約的な園芸作物を扱う借地農は現れていない。その理由は既に述べたように、現物基準の借地料の下では、多年度にわたる投資を必要とするような集約的な農業経営は形成されにくい点にある。また借地料の定額固定化が進められたとしても、消費市場との密接な相互関係を不可欠とする園芸作物を中規模借地農家が行うためには、流通経路の整備が必要となる。しかし流通過程は今のルーマニアで最も未整備な産業分野であり、短期的に見てこの地域の中規模借地農家が集約的な商品作物の栽培に手を出す可能性はない。

畜産についてはナジョラン農場が養豚を行ない、130匹を飼育しているが、ジェーリ農場は畑作に特化している。畜産部門は労働集約的であるため、雇用労働に頼るジェーリ農場では飼育規模を相当に大きくしなければ採算があわない。しかし今のジェーリ農場にはそのための資金もないし、加えて販売市場が不透明なため、ジェーリには畜産を行う意志がない。

f) 経営収支

現在、コヴァスナ県の中規模借地農家は市場価格が高く、高収益の作物であるジャガイモを経営の中心に据えている。小麦には安定した需要があり、販路も確実であるが、「今の政府は価格誘導政策によって小麦価格（つまりパン価格）を安値で抑えようとしている。このため小麦栽培は余り利益を生まない」（M.ジェーリ）価格体系になっている。他方、甜菜はこの地方の中心的な作物の一つだったが、収益性が低いという理由でここ数年、作付が落ち込んでいる⁵³。今回調査した中規模借地農家が敢えて作付を残しているのは、地主の中に甜菜の納入先である製糖工場から支払われる現物対価（砂糖）を希望する声があるからである。もっとも数年前まで甜菜の買い取り価格は比較的高値であった。しかし現在は砂糖の国内供給が拡大し、甜菜価格も下落している。以下ではこの甜菜に例を取って中規模借地農家の経営収支の構造を検討してみる。

ジェーリ農場の1999年における甜菜栽培は1haあたり21,258kgの平均収量があった。収穫された甜菜はコヴァスナ県近郊で唯一の製糖工場であるブラショフ市の精糖会社にすべて売却された。製糖工場は甜菜1,000kgから150-160kgの砂糖を精製するが、数年前ま

⁵³近年の傾向として、小麦粉価格や砂糖価格は農産物価格の中でも相対的に価格が下がっている。RSY, 1998, pp. 390-393.

ではその半分にあたる 80kg を現物対価として生産者に支払っていた。仮にこの割合に従えば、ジェーリは 21,258kg の甜菜の対価として砂糖 1,700kg を受け取ることができたはずである。1,700kg の砂糖を 1999 年の消費者価格 (1kg が 8,000 レイ) に換算すると 1,360 万レイ (850 米ドル相当) になる。この粗収入の中から通常では次の諸経費が支払われる。すなわち収穫作業で雇い入れた日雇の賃金に 320 万レイ (200 米ドル相当)⁵⁴、耕耘、植え付け、施肥、農薬などの通常の経営経費に 186 万レイ (117 米ドル相当)、そして借地料として地主に砂糖 520kg ないし 416 万レイ (260 米ドル相当) を支払うのである。この結果、ジェーリの手元には砂糖で 547kg、つまり 438 万レイ (274 米ドル相当) の粗収益が残ることになる。以上の各項目を百分率で表示すると日雇労賃 24%、通常経費 14%、借地料 31%、粗収益 32% となる。借地料が通常の 20-25% より高くなっているのは、甜菜が一般的には高収益作物であると考えられており、しかも地味を大きく低下させる作物だからである。

ジェーリ農場が経営地の全体に甜菜を作付したと仮定すると、1 ha あたりの粗収益 274 米ドルは、100ha 分に換算して 27,400 米ドルになる。ここから 7 名の人件費 10,500 米ドル (1,500 米ドル×7 人) を差し引くと、ジェーリの手許には 17,000 米ドルほどが残る。しかしこの粗収益から減価償却費や債務返済を差し引くと、純収益はほとんど見込めず、むしろ赤字経営である。

このように甜菜は借地料が非常に高率であるため、借地農にとって収益性の高い作物とは言いがたいが、1999 年に製糖工場が実際にジェーリに支払ったのは、1,000kg の甜菜に対して僅か 55kg の砂糖だった。つまり 21,258kg の甜菜の代金としてジェーリが受け取ったのは砂糖 1,169kg だけだったのである。これは同年の消費者価格に換算すると 935 万レイ (585 米ドル相当) である。ジェーリはこの粗収入の中から上記の経費を支払った結果、手元に残ったのは砂糖の量で言えば 16kg、つまり 128,000 レイないし 8 米ドル相当の粗収益だけだった。要するに全くの赤字栽培だった。以上を百分率で表記すると労賃が 34.2%、経営経費が 19.9%、借地料が 44.5%、そして粗収益が 1.4% となる。

借地農の収益性は上記の甜菜の例から明らかのように、農産物価格の変化に直結しており、その作物作付構成は小規模農家の場合よりも、価格水準の変化を敏感に反映したものとなり易い。仮に 100ha の経営地を全てジャガイモに特化させ、1ha あたり 1,200 米ドル程度の粗収入を見込むなら、借地農の粗収益は 500-600 米ドル/ha 程になるので、甜菜に比べて二倍ないしそれ以上の収益性が期待できることになる。これは経営全体の粗収益に換算すると 4-5 万米ドルの違いになる。もちろん現実には輪作を無視する訳には行かないので、このような大きな違いはあり得ない。しかしジェーリ農場のように借地関係が不安定な場合は地主側の意志が強く作用して、高収益作物栽培への傾斜が進行せざるをえないの

⁵⁴日雇労賃の単価が 5kg の砂糖ないし 40,000 レイとして、これをのべ 80 人の必要労働量で乗ざると 320 万レイになる。

である。また単年度の現物基準による借地料設定もこの事態に拍車をかけている。零細農家が過度にジャガイモ栽培へ傾斜しているという農事監督署員の指摘は、理論的にも実際にも中規模借地農家に一層あてはまるのである。

中規模借地農家の経営収支を特徴づける第二の点は、労賃と借地料が大きな経営負担となっていることである。わけても高率借地料が経営を圧迫している。借地料は現物比率に換算すると、今の西欧では1割程度が普通であるが⁵⁵、なぜコヴァスナ県では借地料率が高い水準になっているのか。これには幾つかの要因が考えられる。ここではさしあたって次の点にだけ触れておく。すなわちコヴァスナ県では劣等地を除く借地市場において追加的な土地供給があまり見込めないため、借りる側に相対的な土地不足感が生じ、それが借地料の高率化をもたらしているということである。つまり、後で見るように、個人的な所有下にある農地の3割以上が既に借地として貸し出されており、供給者側から言えば、供給しうる土地はすでに全て出し尽くしてしまったのである。このため限界地での需給関係が逼迫し、借地料を上方に押し上げる結果になっていると考えられるのである。しかしそれにしても一律にどこでも20-25%という状態は不自然であり、需給関係に基づく市場的な要因だけで説明することはできない。また土地価格が200-1,000米ドルという極めて低い水準にあることを考えるなら、20-25%という借地料率はきわめて高い水準である。高率借地料問題については土地所有者の側に立った視点を交えて、再び後で論ずることにする。

2. 農家経営の類型化と農村社会

⁵⁵ EU諸国における地代はドイツやオランダが最高で、貨幣換算すると250-300米ドル/haである。また借地料が比較的安いフランスやイギリスでは100-150米ドル/haである。*The agricultural situation in the EU, 1998 report*, Brussels, 1999.T/95-97. G.A.Burgerné, A mezőgazdasági föld vételára és bérlete, *Sztatisztikai Szemle*, 1997, Budapest, 1. sz., p. 32. 1910年代のアメリカにおける刈分け小作 cropper の場合は借地料率が1/2-1/4であり、かつての日本の高率小作料に匹敵するが、これは土地の他に家屋、燃料、肥料、そして場合によっては農機具や種子まで地主側が負担したことによるものである。(馬場宏二『アメリカ農業問題の発生』東大出版、1969年、p. 132)従って単に土地だけの借地料で考えると、ルーマニアは非常に高いと言える。日本の借地料も1割程度であるが、2-3割に達することもある。(石黒・川口『日本農業の構造と展開方向』農村統計協会、1984年、243頁、あるいは平野隆一『戦後日本農業史』新日本出版、1997年、446頁などを参照)また極めて高率と言われた戦前の寄生地主の小作料は30-50%だった(近藤康男『日本農業論』お茶の水書房、1972年、44頁、暉峻衆三『日本農業問題の展開』東大出版会、1970年、上巻、269頁などを参照)。ただし、日本での借地料は土地税や土地改良費の負担を含めて設定されるので、単純に数値だけを比較することは意味がない。

ハンガリーでも借地料は土地の価値によって決まるのではなく、農産物価格によって左右されると言われ、小麦の場合は340kg/haが基準である。I.Szücs, A földbérleti díj és a mezőgazdasági árak, *Gazdálkodás*, 1995, 2. sz., p. 3. あるいはA.Gelencsér, A földhasználat, földbérlet problémái, *Gazdálkodás*, 1997, 5. sz., pp. 64-65. 後者の論文はハンガリーにおける借地料が、地域によっては上限にまで到達しており、借地農経営を圧迫していると指摘している。ちなみにハンガリーでは1995-1996年で、小土地所有者の所有地2,169,000haのうち40%にあたる883,000haが借地として貸与されている。(Zs.Hantó, *Faluszociológia* 1., Budapest.1998, p. 190)またこの883,000haのうち個人農家が借りているのはその20%、18万haにすぎず、残りは旧集団農場や旧国営農場が借地している。(E.Tanka, *Gazdaság és Társadalom*, Budapest, 1996, 1-2. sz., pp. 54-55)なお1998年の農業統計速報によるとシヨモジ県では借地が前年の51,742haから49,300ha

(1) 農家経営の類型化

ここではまず前節で見た事例調査分析の結果を基にして、農家経営の類型化を行う⁵⁶。

a) 小規模農家経営

事例として取り上げたセーレーシ家の経営内容から出発して小規模農家経営の類型化を試みると、さしあたって二つの下位区分、すなわち零細経営と中核的自営農家を指定することができる。セーレーシ家は20haの経営地から得られた粗収入(15,000米ドル相当)の半分を経営的投資に振り向けることにより農家経営の機械化を押し進め、経営を効率化した。そして今後は経営規模をさらに拡大する余力さえ備えている。この類型をここでは中核的自営農家と呼ぶ。これに対して、仮に経営規模が半分の10haないしそれ以下の農家では(以下ではこの類型を零細農家と呼ぶ)、粗収益(5,000米ドル相当が上限)から家計維持分などを除いた純収益はせいぜい2,000-3,000米ドル止まりであり、大型の経営的投資を行うことは非常に困難である。つまり自給自足的水準に留まらざるをえない農家経営である。もちろん栽培作物の種類、農家経営者の個人的な資質などを考慮すると、厳密に10haが零細農家と中核的自営農家の境界であると確定することはできない。従って10haはあくまで目安である。

a-1) 零細農家：零細農家は小規模農家中の下層を構成し、その経営は自給自足的な性格が強い。また零細農家が生産物を商品化する場合、規則的な販路はなく、偶然性に任されるのが普通である。この類型の多くは農外収入によって家計収入を補填することが必要となっている⁵⁷。しかし現在のルーマニア農村において追加的な雇用機会は十分に確保されていない。このため零細農家における借地は部分的ないし補完的な役割しか持たないが、生計の確保という切実な意義を背負うことになる。労働力需要は農繁期を除くと、家族だけでまかなわれ、収穫などの際に必要とされる外部労働力も隣人や知人の「手間替え」で済ませるか、収穫物の中から現物で賃金相当額を給付するのが普通である。機械化の程度は最低限で、トラクターを所有しているのはごく一部に過ぎず⁵⁸、耕耘などの基本的な農作業を外部に依存することも希でない。

零細農家の粗収益は先に推定したように、10haの場合で最大が5,000米ドル程度である。

へとやや減少したが、借地料は前年の5,500Ftから7,500Fへと上昇した。(Napi Gazdaság, 200, Jan. 17.)

⁵⁶ 山村理人、前掲論文341頁で農業経営類型化の試みがなされている。本稿も結果的に山村論文と基本的に同じ分類であるが、名称は独自に簡略なものを作った。またパートナーシップを独自の類型とはしなかった。その理由については本文で述べた通りである。

⁵⁷ A.Toth, Miképp küszködik Kányad és vidéke?, in *Hagyományos térségek megélhetési szerkezete*, Budapest, 1998, pp. 96-105.これは本稿で調査したコヴァスナ県の北隣になるハルギタ県における事例調査を基にした研究報告である。

⁵⁸ セーレーシ家のあるサンチオンルンカ集落全体で個人農家のトラクター総数は25台であり、乳牛は100頭に過ぎない。Nagy Balázs, 前掲書 p.75. 全国統計では、個人所有のトラクターは1992年の39,000台から1997年の113,000台へと3倍に増えたが(RSY, 1998, pp.454-455)、それでも1集落あたり10台にも満たない。仮に、農家経営数を150万と見積もると、13戸に一台の割合となる。しかし実際には中規模借地農家が数台ずつ所有しているので、小規模な農家がトラクターを保有する比率は、この割合の数分の一になる。

ルーマニア全体の平均的な給与が年収で 1,200-1,500 米ドル相当であることを考えると、数 ha 程度の経営規模における粗収益では家計的な支出をまかなうのが精一杯であり⁵⁹、セーレーシ家のような設備投資を押し進める余裕は全くない。また畜産部門についても、10ha 以下の経営面積では自家飼料だけに頼って牛や馬などの大型家畜を飼育することは不可能である。

零細農家の経営数を確定することは極めて困難であるが、本稿では以下のように推定した。まず図表 3 で掲げられた 370 万という数値であるが、これは農家経営数としては大きすぎる。なぜなら 1997 年統計によると、農業就業者総数は 330 万人であり、この数よりも農家経営数が多くなることはあり得ないからである。農業就業者数から農家経営数を推測すると 150 万程度となる。すなわち全国統計によると農業従業者のうち自営農業者は 46.6%、155 万人であり、さらに 43.8%、146 万人が家族従業員である。つまり夫婦ないし親子二人などを一組とする 150 万ほどの農家経営が営まれていると想定できるのである。ただしルーマニアでは失業者が 1991 年の農地法で農地の分配に与っていた場合、統計上、農業従事者として処理される。このため実際の農家経営数は 150 万からこの「見なし農業従事者」分を差し引かなければならない⁶⁰。もっとも失業者が、事例分析の箇所に出てきたように、自ら農地を耕やすこともあるので、その部分は割引いて考えなければならない。ともあれ、150 万という数字は一定の誤差を含んでいるが、以下ではこの数値を農家経営の総数であると仮定する。

こうして得られた 150 万のうち、零細農家の数は中核的自営農家（5-8 万戸）と中規模借地農家（1.5 万戸）を除いたものであり、おおよそ 140 万戸と考えられる。他方、零細農家が占める農地は図表 3 を基に得られる小規模農家全体の割合 48.2%（58.6%-10.4%）から中核的自営農家分を差し引いて求められる（図表 5 参照）。ただし中核的自営農家の経営地を算定するに際して幾つかの仮定を設けたので、零細農家の農地分として掲げる数値はあくまで目安である。またこの農地の中には統計上、農業以外の産業に従事しながら、副業的に、あるいは週末菜園として農業を行っている人々の農地が含まれている。従って厳密にはこの週末菜園農家の分を差し引かなければならないが、それは不可能であるため、ここでは無視せざるをえなかった。もっとも零細農家の最底辺部、「見なし農業従事者」、そして副業的ないし週末菜園的農家は実体として相互に重なり合うと思われるので、あえて区別する意味は少ない。いずれにしても相当な誤差を含んでいるが、先の図表 3 が提示する全体像に比べるなら、以上を基にして作成した図表 5の方がはるかに現実を反映した

⁵⁹ Toth Attila 前掲論文によると、農家経営における一人当りの平均年間収入は 1450 米ドル相当だった。（p. 103）

⁶⁰失業率を農村部と都市部で分けると、地域差を問わず（首都圏は明らかに例外であるが）、農村部の方がどこでも失業率が低い。1997 年における都市部の失業率 8.5%に比べて、農村部の失業率 3.6%は 1/2 以下の水準である。さらに 50 歳以上 65 歳以下の失業率を見ると、都市部でも 3.2%であり、かなり低いといえるが、農村では僅か 0.5%である。（V. Maria, op. cit., p. 75. から推計）このように失業統計自体からもルーマニア農村における失業率の低さと「見なし農業従事者」の相関性を裏付けることができる。

ものであることは間違いない。

a-2)中核的自営農家：小規模農家の上位に位置する類型である。自給自足的生産を土台としているが、それと同程度に市場向け生産の比重も大きい。経営地は自己所有を基本とするが、小規模な借地を積極的に行う。経営規模は10-50haである。上限を50haとしたのは、一つには第二次農地法が農地返還の上限を50haと設定したからであるが、いま一つは、現在のルーマニアにおいて親子（成年男子）二人が中型トラクター一台を使って経営可能な面積の上限がこの程度であると思われるからである。従ってこの上限は機械化などの経営環境が変わればおのずと変化するので、絶対的なものではない。

生産物の構成は自家消費を土台としているので、部分的に高収益作物への傾斜が見られるにしても、特定の作物や家畜だけに特化することはなく、畜産から農作物に至るまで多種多様の産品を生産するのが常態である。販売面では零細農家以上に生産物の商品化割合が大きくなるが、零細農家と同様、生産者側からの販売組織化は進んでいない。牛乳や甜菜のように農産物買い取り市場が大規模な食品加工工場によって独占されている場合、中核的自営農家も価格形成に影響力を全く持たない。

中核的自営農家は農作業の機械化に積極的であり、零細農家のように農作業の外部依存はみられない。逆にトラクターなどの機動的な農業機械を持たない零細農家のために基礎的農作業を補助する立場にある。設備投資は自己資金で行うことを前提としており、借入による先行投資を避ける傾向が強い。労働力は家族労働が主体である点で零細農家と共通しているが、零細農家とは逆に家族労働だけでは平常期の労働需要にも不足が生じ、外部労働力への部分的な依存がみられる。収穫期などの農繁期に相当数の日雇労働者を雇い入れることも一般的である。つまりこの規模の経営面積になると、手間替えなどの非公式で不確実な相互扶助慣行にだけ依存して農繁期の季節労働を組織することができなくなるのである。

以上のように中核的自営農家は集落内で小規模にせよ土地や労働力を統合する立場にあり、家系的には戦前の富農である場合も稀でなく、農村内ないし集落内の中核的農家として社会的な地位が高い。

この階層の農家経営数は、コヴァスナ県における農地法での土地分配例、及び事例的農家数調査を基にすると、個人農家全体の3-5%、5-8万経営前後であると推定される。これは中核的自営農家が一村当り20-30戸（一村の平均農家数は500戸程度）、ないし一集落あたり4-6戸（一集落の平均的農家数は100戸程度）存在するという割合である。また中核的自営農家が占める農地面積は、平均的経営面積を25haとすると、125-200万haとなり、これは全農地面積の7.5-12%を占める⁶¹。

⁶¹ 中核的自営農家の平均経営面積の算出に際して基にしたのはA.Toth 前掲論文、pp.98。この論文で事例として取り上げられた農村の農家542戸の経営規模別構成は以下のようである。3ha以下が43戸(8%)、3-5haが155戸(29%)、5-7haが167戸(31%)、7-10haが154戸(28%)、10ha以上(平均の経営面積は26ha)が23戸(4%)。また各規模別区分の農家が農地全体に占める割合はそれぞれ2%、20%、28%、

b) 中規模借地農家：この類型は図表 3 の共同経営に相当する農家経営であり、個人農家全体の中で上層を形成する。しかし事例で見たように、借地農といても、その実体は分益小作に近く、見方を変えれば、小土地所有者の自給的生産を肩代わりしている側面を合わせ持つ。この意味で中規模借地農家を西欧やアメリカ型の大型農家と比肩することはできない。

とはいえ中規模借地農家経営ではその規模から考えて、市場向け生産を中心とせざるをえない。経営地は借地が主体で、自己所有地の割合は少ない。経営規模は 50-400ha 程度である。上限を 400ha としたのは共同経営の県別偏差をみると 391ha が最大値となっているからである⁶²。中規模借地農家は機械化に対して非常に熱心である。そもそも機械化なしに経営は成り立たない。このため機械化も含めて、借り入れによる設備投資も行われる。労働力は現在の機械化水準を前提にすると、成年男子の家族員が 3 名以上専門的に従事する場合を除けば、家族労働だけで経営を維持することは不可能であり、恒常的な外部労働力が雇入れられる。中規模借地農家は農地法の施行後に生まれた全く新しい農家経営類型である。

本稿では既存統計などで現れる共同経営を実体的には中規模借地農家であると考えますが、この経営類型が文字どおり家族や親族関係のみに基づく共同的な経営である可能性をすべて排除する訳ではない。しかしこの類型の平均経営規模が 100ha 程度であることを考えると、数 ha 程度の小経営が親戚関係をもとに数十戸単位で寄り集まって、単一の共同の農業経営を営んでいるという姿はあまり現実的でない。ナジョラン農場のように親戚関係などが「共同経営」の出発点として重要な役割を果たしているとしても、実体としては共同経営でなく、借地経営と想定した方が現実に即している⁶³。もちろん最終的な定義は全国的な事例調査を待ってからでないと確定できないが、ここでは共同経営の全てが借地農経営の類型に属すると仮定する。この仮定に基づく中規模借地農家が 13700 ないし 15000 経営ほど存在することになり、一村あたり平均で 4-5 戸の中規模借地農家が存在することになる⁶⁴。またこの類型は農家経営面積全体の 20% 近くを占める。

経営類型として中規模という限定をつけたのは、今のルーマニアでは 100ha を越す個人経営が法律によって禁止されているからである。もちろん実体として 100ha を越える農業経営を行っている個人経営者は存在する。今回の現地調査でもこの点は確認された。しか

35%、16%である。本研究の事例となったサンチオンルンカ集落の場合でも、130 戸の集落農家数に対して中核的の自営農家は 6 戸だった。

⁶² S. Bara & M. Moldovan 前掲論文 p.204。言うまでもなく 400ha という上限は統計上に現れた数値を基にしたものであり、実情に合わせて修正していくことが必要である。

⁶³ 労働は行わず、土地だけを提供する者がいても、すなわち実質的な借地契約であっても、法律的には共同経営として認められている。G. Hunya 前掲論文 p. 158。

⁶⁴ 集落単位で考えると、一集落あたり一人の中規模借地農家が生まれた計算になる。また一村あたりの借地農の数は筆者による調査でも、また前掲 Sepsiszéki Nagy Balázs 著でも数名程度であることが確認されている（例えば p. 70）。

しその場合でも 500ha や 1,000ha を上回るような事例は見当たらなかった。これは法的な規制がそれなりに効力を発揮しているからだと考えられる。従って、現状においては借地農一般ではなく、中規模借地農家として経営類型を措定した。

以上の農家経営類型を考慮に入れて、本稿冒頭の農業経営類型表を修正すると図表 5 のようになる。

図表 5 農業経営構成 2

	経営数	平均経営規模	農地全体に占める割合
零細農家	140 万	4.5ha	36.2-40.7%
中核的自営農家	5 万-8 万	25ha	7.5-12%
中規模借地農家	13,700	112ha	10.4%
農業組合	3,700/1,600	488ha	12.2%
旧国営農場	499	3,400ha	11.6%
共同所有地	-	-	17.6%

(2) 農家経営と農村社会

事例調査に基づく個人農家分析では、小地主と農業労働者が農家経営と深く係わる社会層として登場した。以下ではまず最初にこの二つの社会層について検討し、それに続いて農村共同体の問題についても若干の言及を行う。共同体を取り上げるのは、農家経営が基底において農村共同体と接点をもっていると考えからである。

a) 小地主

小地主が提供する土地は協同組合にとってだけでなく、中規模借地農家にとっても経営の不可欠な前提である。さらに小規模農家にとっても、先に指摘したように、借地の重要性は極めて大きい。ただし小規模農家の経営が数量的にどれだけ借地に依存しているかは分からない。中核的自営農家の場合に限ると、平均の経営規模 25ha と農地法での分配上限面積 10ha の差がおおむね借地部分であると推測することができる。これに対して協同組合では経営地の全て、また中規模借地農家では大半の経営地が借地の上に成り立っている。これらを合計すると、個人に返還された農地の 35-39%⁶⁵ が所有者の手から離れ、様々な規模の農業経営の手に移されたことになる。実数でこの土地所有者数を推定すると、

⁶⁵中核的自営農では農地全体に対する割合 7.5-12%の 3/5、つまり 4.5-7.2%、協同組合では 12.2%のすべて、そして中規模借地農家では事例に基づいて 85%相当、つまり 10.4%の 85%、8.8%が借地部分であると仮定すると、これらの合計 25.5-28.2%の 72.3%（個人所有農地の全農地に対する割合）に対する比率が 35-39%になる。

190-210 万人になる。この他に旧国営農場や零細農家に土地を貸与している場合も無視できない数に上ると思われる。これら全てを総合して考えると、所有地を借地に出している小地主の数は少なくとも 200 万人以上になる。これはルーマニア全人口 (2,255 万人) の 1 割近く、農村人口 (1,014 万人) の 2 割、60 歳以上の人口 (407 万人) の 5 割、そして農村での 60 歳以上の人口 (243 万人) の 8 割に相当する。

小地主の基幹部分を形成するのは旧集団農場の組合員だった農業年金 (あるいは農業組合年金) 生活者である。ルーマニアでは社会主義時代からの制度的遺産として、年金は通常年金と農業年金に区別され、農業年金は通常年金の 1/5 ないし 1/4 程度に設定されている⁶⁶。しかも通常年金でさえ勤労者の平均給与の 1/4 程度であり、極めて低い水準に置かれている。つまり農業年金は受給者の生活を保障する水準から著しくかけ離れており、実質的に年金としての機能を果たしていないのである⁶⁷。農業年金生活者は集団農場解体後、急速に増え、1997 年時点で 165 万人に達している。この農業年金生活者にとって唯一の確実な収入源は農地法で得た土地である。

農業年金生活者は基本的に高年齢者であり、その土地は子供に経営させるか、借地に出すか、二つの選択肢しかない。土地の売却は将来の生活保障がなくなるので、さしあたってあり得ない選択肢である。選択可能な二つの選択肢も実質的な生活費の授受という視点から見れば、家計を通して行うか、借地契約を通して行うかの違いに過ぎず、同一の社会的役割を持っている。いずれにせよ 25% の借地料率を前提にするなら、地主は 1ha あたり小麦栽培で 60 米ドル相当、ジャガイモ栽培で 300 米ドル相当の借地料を受け取ることができる。夫婦二人で 5ha の土地を持っていれば、300-1,500 米ドル相当の年間収入になる。つまり農業年金生活者にとって数 ha の所有地から得られる借地料収入が最低生活の保障となっているのである。年金生活者の家計に占める現物の農産物収入を見ると、その割合は全国平均で家計総所得の 40% に達する⁶⁸。農業年金生活者について独自の統計はないが、農家の現物収入割合が 6 割近いことを考慮すると、それ以上に達するのではないかと推測される。統計数値からも現物借地料に頼る農業年金生活者の姿が確認されるのである。事例調査で取り上げた中規模借地農のジェーリは、甜菜は収益がなくても地主が砂糖を望むので栽培する、と述べていたが、意識的にせよ、無意識的にせよ、確かに今のルーマニアにおける借地料は小地主の家計を全面的に支えているのである。

小地主のこのような現実的立場から借地関係を考えるならば、借地料の水準は地価や

⁶⁶ 農業年金は集団農場から様々な現物形態での追加的所得給付を受けると見込まれていたため、通常の年金水準より低く設定された。1995 年から 1997 年までの年金 (月額) は名目で次の通りである。1995 年 ; 通常年金 88,000 レイ、農業年金 16,000 レイ ; 1996 年 ; 127,000 レイ、農業年金 26,000 ; 1997 年 ; 通常年金 260,000 レイ、農業年金 69,000 レイ。1997 年の通常年金生活者は 388 万人である。(RSY, 1998, pp. 206-207) また 1997 年の平均給与額は月額で 100 万レイである。(同上, p. 167)

⁶⁷ Toth Attila, 前掲論文の事例調査によると、一人当りの年間農業年金額は 150 米ドル相当であった。pp. 98.

⁶⁸ RSY, 1998, p. 163

農作物の価格によって決められるべきでなく、年金生活者の生存保障費として規定されべきであるということになる。事例で見た借地料の高率性は小地主、すなわち農業年金生活者の異常に低い年金水準を抜きにして理解することはできないのであり、高率借地料はコヴァスナ県に特異な事態ではなく、ルーマニア全体に共通する現象であると考えられる。高率借地料が公的年金に代替する社会保障機能を内包しているとすれば、借地関係は単なる経済関係でなく、農村内部の互助的な社会関係でもあると言わなければならない。

チェルナトゥ村で集団農場が解体された時、6つの中規模借地農家が形成されたが、6名の借地農はいずれも組合長などの旧組合幹部か、それに類する人物であった。この意味で特権的な立場にいた者だけが中規模借地農家になることができたのであるが、同時に借地農経営を引き受けることは、借地料支払いを通して高齢な旧組合員の生活保障義務を背負うことでもあった。この意味で借地契約は社会保障契約であった⁶⁹。このように小地主と中規模借地農家の関係は、経済学的な意味における農業収益の競合的取得者（地代と利潤）という関係を越えて、地域内的な共存関係でもあると言える。

もっとも小地主と借地農の共存関係は互恵的なだけではない。つまり小地主が貧しい年金生活者から形成されていることの第二の帰結は、既に指摘したように、土地の収奪的利用である。高収益を求めるあまり、輪作が無視されがちになっているのである。しかし問題はそこに留まらない。つまり本来の農業階層内分業に従えば、長期的な視野に立った自然環境や土壌の保全、および土地改良は地主の役割となるはずであるが、今の小地主にとって土地は生活保障の手段でしかない。小地主には土地所有者が背負ってきた歴史的責務を担う自覚もなければ、そのための資金力もない。中規模借地農は農業専門家としての経歴においても、また実際的な経営者としても、こうした長期的な問題に直面させられているが、収益の一部を地主的役割のために振り替えたり、あるいは土地改良のために留保しておく経営的余裕はない。高率借地料率は借地料率そのものの問題性を越えて、土地の再生産費がどこにも計上されていないという問題に行き当たるのである。ここには今のルーマニア農業が抱える最も深刻な状況が示されている⁷⁰。

b) 農業労働者

農家経営が用いる主たる労働力は常雇と日雇の労働者である。公式統計によると、農業従事者の9.6%が農業労働者であり、その実数は32万人である。このうち4万人は旧集団農場で農業に従事し、さらに22万人は旧国営農場の従業員である⁷¹。つまり残りの6万人が中規模借地農家などの個人農家に雇用されている常雇労働者となる。これらの農業労働

⁶⁹ チェルナトゥ村での人物評価では、ナジョラーンよりもジェーリの方が格段に好意的であるが、その理由は面倒見のよさにある。これに対してナジョラーンは付き合いが悪いと見なされている。

⁷⁰ 過去における分益小作の慣行について「ハンガリーでは必要な投資の実施、土壌改良や耕作の継続的実施やその改善方法について、両当事者（地主と小作）は通常合意を取り決めておかなかった。」という指摘がある。Zs.Hantó, Birtokpolitika alulnézetből, *Gazdálkodás*, Budapest, 1995, 1, sz., p. 46. つまりこの地域での分益小作では現在に限らず、「地主の役割」が忘れ去られがちなのである。

⁷¹ RSY, p. 132,

働者のうち旧国営農場の勤務者はそもそも土地無し農民の出身者であり、1991年の農地法でも土地分配に与らなかったと考えられる。これに対して集団農場が転換して生まれた法人的大農場の従業員は小地主ないしその家族である場合が多い。コヴァスナ県での事例では旧集団農場の経営地の7割が現行組合員の所有地であり、従業員も土地を提供している地主の家族から優先的に雇用されている⁷²。中規模借地農家経営の場合、それほど地主との関係は強くないが、一定程度にせよ地主の家族から常雇労働者が採用される。つまり常雇労働者の場合は、旧国営農場を除くと、労使関係と借地関係が大なり小なり表裏の関係になっているのである。

他方、日雇労働者は農村の最下層として季節労働や臨時労働を担うと同時に、常雇労働者の予備軍をも形成している。その数は既存の統計資料から把握することができないので、ここでは間接的に推計する。すなわち農村の日雇労働者は農村部における失業者とほぼ重なりあうと推測されるので、農村の失業者数をもって日雇労働者の人数であると仮定するのである。もちろんこのような推論には一定の誤差を伴うが（例えば都市で失業登録されながら農村で日雇労働している場合、農業以外の臨時労働に従事する場合、そもそも失業者として登録されていない場合など）、ここでは無視する。農村と都市とを分けた失業統計によると、1997年時点で21万人の失業者が農村に存在している。この数が農村における日雇労働者数となるが、この数は就業している農業労働者数の2/3に相当し、大量の過剰人口が農村に滞留していることが了解できる。

日雇労働者はどのような階層に属する人々なのか。事例で見たセーレーシ家の場合、日雇は集落内のロマであった。ロマは農地法で全く土地を分配されなかったか、あるいは分配されてもごく僅かだった。ロマはそもそも第二次世界大戦後の農地改革で農地の分配に与っておらず、所有権に基づく今回の農地返還に対しても、何ら権利を主張しうる立場になかった。せいぜい集団農場の従業員として0.5ha程度の土地を与えられたに過ぎない。従って、農村の日雇はロマである、とは言えないにしても、農村のロマはかなり高い割合で日雇とならざるを得なかった⁷³。実際、筆者によるこれまでの事例調査でも、ほとんど

⁷² ルーマニア、コヴァスナ県、Acis村のブザカラス農協 Societatea Agricola Buzakalasz 組合長 Pétyi Ödön からの聞き取りによる（1999年11月）

⁷³ ルーマニアに限らず一般に東欧で行われた社会主義体制崩壊後の農業改革では、土地財産や農場財産の分配に際して、その名目が再私有化であったにせよ、所有権の補償であったにせよ、社会主義時代に行われた「不正義を是正する」という「歴史的正義」をその根拠にすることが一般的に見られた。そして再私有化や所有権の補償の基準として1945年から農業集団化に至る時期が選択され、この時点での土地や財産が補償されるという方法がとられた。（山村理人、前掲論文、338頁、林忠行、前掲論文参照）。こうした土地分配は原理的に幾つかの問題を孕んでいる。1.所有権の補償を問題にするのであれば、なぜ戦中や人民民主主義期における財産没収は補償の対象とされないのか。つまり補償基準自体が政治的なイデオロギーを反映していると考えられるのである。2.なぜ有体物所有権だけが返還や補償の対象となり、その他の権利（知的財産権、生命や自由の権利、借地権など）はなぜ補償されないのか。3.戦後の土地改革時には政治的、社会的な理由から土地分配に参加できなかった人々（政治犯と見なされた者、少数民族など）が相当数いたが、この人々が再び今回の農地法で排除された。つまり今回復元された所有関係は所有権一般の復権に基づくものでなく、第二次世界大戦後に生まれた特殊な所有関係の回復であった。さらに今回の農地法では、土地の返還規模に限定を設けたり、その後の個人経営規模にも上限が

の場合、農村の日雇労働はロマによって担われていた。

一般にロマは修学年数が短く、失業率も非常に高い。ルーマニアではロマについての統計が全く未整備であるが、ほぼ同じ問題状況にあるハンガリーでは最近になってロマの実態調査や研究が始まっている。それによると、ロマはそもそも大都市ではなく、農村部ないし地方都市を生活の場としている。ハンガリーにおけるロマは言語統計によると164,406名(1990年)であるが、そのうち105,277名が農村に、そして35,998名が地方都市に住んでいる。つまり大都市にいるロマは全体の14%にすぎないのである。またロマの実勢人口を推計した調査によると、40-60万人がロマないしロマと見なされている人々であり、そのうちの農村在住者は56-62%、地方都市在住者は20%-22%である⁷⁴。ロマの居住形態がルーマニアでもハンガリーと同じであるとすれば、農村におけるロマの日雇労働者化はルーマニアでも一般的な事態であると推測される。

これに関連して旧国营農場の従業員も農地改革で土地分配から排除された階層であるが、そもそも国营農場の出発点において、農業集団化から除外された土地なし労働者が国营農場の従業員になったという経緯がある。従って1991年の農地法はロマの場合に限らず、農村内の歴史的な階層構成を再生産したという側面を持つ。現在、旧国营農場の従業員数は22万人に上るが、今後、経営の合理化や縮小によって大量解雇の実施が見込まれている。つまり旧国营農場の従業員は実際にもロマと同様に、農村の日雇労働者の隊列に加わることが予想されるのである。

日雇労働者に関してもう一つ重要な点はその組織性である。事例で見た中規模借地農家の季節労働者は数十人から成る集団を形成して雇用されていた。またロマについても、ハンガリーでの事例になるが、しばしば親方的な手配師が日雇労働者集団を組織し、一種の親分子分関係が形成されている。もともとロマ社会には権威者が頂点に立って階層的な組織をつくり出す傾向があると言われるが、詳しいことは分かっていない。日雇労働者や季節労働者が何故に集団を形成するのか、そしてその集団の形成原理は何であるのか、今後の調査課題である。

最後に農業労働者全体についてであるが、賃金水準が都市労働者に比べて非常に低いという問題が存在する。1997年における不熟練労働者の全国平均賃金(月額)は592,530レイだったが、農業部門では平均の72%、427,499レイでしかなかった。こうした賃金格差は1990年代に一貫してみられる⁷⁵。農業労働者の低賃金は、これまでも指摘したように、まずは農村に滞留する大量の常雇労働者予備軍によって説明することができる。しかしそれと同時に、高率借地料が低賃金を生み出しているという関係も存在する。すなわち旧集団農場や中規模借地農家で働く農業労働者は、農業経営に土地を貸し出している小地

けられるなど、私的な所有や経営への制限が広範に見られた。このような制限が何に由来するのか、さらに検討の必要がある。

⁷⁴ G.Kertesi / G.Kézdi, *A cigány népesség Magyarországon*, Budapest, 1998, p. 458.

⁷⁵ RSY, pp. 168-169

主と家計を共にすることがしばしばである（親と子ないし夫と妻などが想定できる）。この場合、借地料と労賃は一つの家計内において相互補完的な関係にあり、労働者は賃金が単独では自己再生産費を保障しない水準であっても、家計全体として自己再生産が保障されるならば、過小な低賃金のままで持続的に就労し続けることができるのである⁷⁶。他方、農業経営者の立場に立つと、高率借地料のもとでは労賃部分を低く押さえない限り、平均的な利潤率は保障されないことになる。もちろん今のルーマニアで平均的な利潤率なるものが存在するかどうか怪しいが、事例分析で見たように、高率借地料が現実には大きな経営負担となっている以上、労賃部分を押し下げることへの心理的圧力は恒常的に働いている。さらには、常雇労働者の賃金がこのような過小的水準に留まる構造がある以上、日雇労働者の賃金はさらに低い水準へと下降してゆかざるをえないのである。以上の社会層を考慮に入れて図表5を拡大させると、図表6が得られる。

図表6 農村階層構成

日雇労働者		21 万人
旧国営農場従業員		22 万人
協同組合従業員		4 万人
中規模借地農家経営従業員		6 万人
小地主		200 万人
零細農家	140 万戸	(280 万人)
中核的自営農家	5-8 万戸	(10-16 万人)
中規模借地農家	1.4 万戸	(3 万人)
農業従事者総数		(546-552 万人)

c) 農村共同体

農村共同体の存在を事例分析で見た農家経営から直接的に捜し出すことは難しい。僅かに労働組織という面で、手間替えや落ち穂拾い慣行⁷⁷に非市場的な関係を見ることが出来る程度である。しかし中規模借地農家の節で見たように、特殊な借地関係が生まれた背景には農村内における運命共同体的な意識が存在していたし⁷⁸、さらには以下で述べるように、団体的性格を備えた共同体の結合も見出しうるのである。すなわち一つには放牧地

⁷⁶ 日本でも戦後の一時期、小作料と労賃に同様な関係が見られた（菅野 / 安孫子 『国家独占資本主義下の日本農業』農文協、1978年、303頁。

⁷⁷ セーレーシの集落では、貧困層が農家の土地で収穫後に残った落ち穂やくず作物を拾い集めるかわりに、「お返し」として何某かの労働を無償でその農家に提供する慣行が存在する。

⁷⁸ 社会主義体制崩壊後の農地法や農業再編の中で現れた農村の運命共同体的な意識については、ハンガリーの事例であるが、O.Ieda, Folytonosság és változás a magyar mezőgazdasági termelőszövetkezetek átalakulásában, különös tekintettel a veszprémmegyei esetekre, in M.Oláh ed. *Az átmenet avagy Veszprém megye a rendszerváltás időszakában, Veszprém*, 1995. pp. 217-229、拙稿「政治変動後のハンガリーにおける農業協同組合 - 理念と現実 - 」『協同組合奨励研究報告』第20輯、1995年、pp. 131-155を参照。

や森林を中心とした共同地の存在であり、いま一つには信用協同組合設立の動きに現れた相互扶助組織の形成である。

1. 共同地

図表3は共同地を独立した項目として掲げ、これが全農地の17.6%を占めるとしている。一村あたりに換算すると970ha、また一集落あたりに換算すると200haの農地である。つまり共同地の存在によって農家は一戸あたり平均して2ha近くの土地を追加的に利用できるのである。もちろんここで問題となる共同地は基本的に放牧地ないし採草地であり、耕地ほどの重要性はないが、農家の畜産経営という観点から見ると、きわめて重要な存在である。事例で見たサーレーン家も家畜の放牧に際して入会の放牧地を利用していた。零細農家も自己経営地だけでは大型の家畜を飼育できないが、共同地が利用できれば最小限の馬や牛を保有することが可能となる⁷⁹。ただし共同地のあり方については、未だ農家の間で決まった原則がない。そもそも第二次農地法の実施が遅れ、改革後の共同地のあり方がこれまで見通せなかった以上、共同地利用の秩序づくりは不可能だった。第二次農地法によってどの程度かつての共同放牧地団体や共同森林団体に土地が返還され、どの程度の土地が村有共同地として残されるのか、これらが明確になれば、それに応じた新たな合意が農家の間に生まれるものと思われる。そしてこの合意の内容が今後の重要な調査課題となる。さらに共同地は村落共同体にとって経済的な面だけでなく、社会的にも文化的にも要となる基盤である。このような多義的な役割を担う共同地を通して共同体の問題は今日のルーマニアにおいても生き続けているのである。

2. 信用協同組合

東欧の農村信用協同組合は100年以上の歴史を持つが⁸⁰、現在ルーマニアでは農村の自主的な運動として信用協同組合が、全くの試行段階であるが、形成されつつある。農村の協同組合的組織化については農事改善局も関心を示しているが、今のところかけ声だけに終わっている。これに対して農村の現場では具体的な取り組みが始まっている。その一例が今回事例調査したチェルナトゥ村、およびイリエニ Ilienii 村である。両村落での協同組合作りの出発点はイリエニ村の牧師ベラ・カトー Béla Kató が若い農業者の育成のため、カルヴァン派教会の国際的連携を活用して、1990-91年にスイスで農業研修を始めたことにある。その後、1992年にスイス側の援助を受けて、イリエニ村の互助組織が農業助成

⁷⁹ こうした入会地のあり方については拙稿「総有団体：ハンガリーにおける農村共同体の一形態」『歴史学研究』別冊特集「地域と民衆」、1981年、pp. 123-135、また農民経営と共同地の係わりについては拙稿「農民経営と共同体-1945年土地改革に至るハンガリー農村社会への一接近」『社会経済史学』1981年47巻5号 pp. 92-126を参照。

⁸⁰ 家田修「ハンガリー近代における農業危機と農業政策 - 中小地主の農本主義と協同組合運動 - 」(4)、(5)『広島大学経済論叢』1987年 vol.11, no. 1. pp. 61-96、no. 2, pp. 209-240、O. Ieda, Központ és községi szövetkezetek a Hangya szövetkezeti mozgalomban az első világháborúig, *Agrártörténeti Szemle*, Budapest, 1990, no. 1-4, pp. 158-175、家田修「19世紀末ハンガリーにおける農民信用問題」『広島大学経済論叢』1992, vol.15, no. 3-4, pp. 51-72

財団ラム LAM へと改組された。

LAM の活動は 1.農業経営者に対して専門的助言を提供すること、2.農業研修事業を組織して、次世代の農業者を育成すること（この中にはスイスでの実習や農家主婦教育も含まれる）、そして 3.農業信用の供与がある。この農業信用活動の実績が基になって、2000 年から信用事業が独立し、村信用協同組合を結成することになったのである。新規に結成される信用組合はこれまでの運営指針を踏襲することになっている。従来の運営方針とは以下の通りである。融資対象は主として農業機器や家畜の購入であり、農業用機器については 3 年間、家畜については 10 年間で返済の最長期間である。農業関連の地場産業へも融資が認められ、事業資金の 65% が融資枠である。この場合の返済期限は 10 年である。融資の決済はドル建てで行われ、金利は 4% である。法人組織をとって事業を行う場合は金利が 7% に引き上げられる。融資供与に際しては三つの基準がある。1.倫理基準：個人情報をもとに道徳的資質が判断される。2.不動産担保：融資額の 1.5 倍にあたる不動産が担保として求められる。多くの場合、保証人となる親族の家屋や土地が不動産担保とされる。ただし融資がなされると、融資によって形成された資産が担保物件に切り替えられる。3.事業計画：外部の経済専門家の意見を取り入れながら、独自の評価基準により事業計画の適否を判断する。また融資をした後、債務者が経営不振に陥ったときは、その原因を調査し、助言を与える。また必要があれば、返済方法や返済期間の変更もおこなう。LAM としてのこれまでの融資実績は 900 件（1998 年末）であり、うち 350 件は返済済みである。

イリエニ村とチェルナトゥ村で信用協同組合が設立されるに際しては、組合加盟希望者に一口 50 万レイ（30 米ドル相当）の出資が義務づけられることになっている。組合員以外に融資は与えられず、当初は組合員数が 100 名に限定される。しかし 3,000 米ドルの出資金で組合事業を始めることはできないので、運営資金の基本的な部分は LAM が預金の形式で信用組合に与えることになっている⁸¹。

結成予定の村信用協同組合はその信用供与基準から明らかなように、地域社会における既存の信頼関係が与件とされており（道徳的資質）、それを物的担保や事業計画が補完している。つまり地域における共同体的な結合ないし共同体的意識が組合結成の前提になっているのである。カトー牧師の指針に従えば、自助と互助の二つが組合の組織原理であるが、そのような一般原則を実現するための地域的範囲があらかじめ設定されていなければならないのである。もっとも創立時における LAM 資金の供与に見られるように、そもそも自助と互助の原則だけでは解決できない資金問題が存在しており⁸²、村民の中には、組

⁸¹ LAM の農事担当者 János H. Benedek からの聞き取りによる。（コヴァスナ県、イリエニ村、1999 年 10 月）

⁸² 19 世紀末のハンガリー農村協同組合においては、農民の自助と互助は地主層の名望家的な役割に補完されて初めて機能しえた。（家田修前掲論文「ハンガリー近代における農業危機と農業政策」『広島大学経済論叢』（5）1987 年 vol. 11, no. 2, pp. 211-218）。現在のルーマニアでも農村共同体を論じる場合には、共同体を補完する存在が問題にされなければならない。社会主義時代に忘れられた地主層の歴史的意義の見直しが必要になっている。

合が期待通りに機能するかどうか、懐疑的な見方もある。チェルナトゥ村の借地農も信用協同組合に加盟する予定だが、実際にこの信用組合がどのように立ち上がって、どのような活動を行うのか、極めて興味深い問題である。その具体像については、今後の調査に委ねざるをえない。

むすびにかえて

以上、コヴァスナ県の事例調査に基づいて、ルーマニアにおける農家経営の現状と問題点を検討した。農村共同体など幾つかの問いについては、今後の調査を待たなければならないが、農家経営のあり方、および農家経営を中心とした農村社会の構造については、基本的な構図が描けたのではないかと思う。従来の研究は農村単位での調査に基づく場合でも、数量分析に留まっていたため、本稿で試みたような借地農と小地主の関係、農家経営と農業労働者の関係、さらには賃金と借地料の関係などには分析が及ばなかった。本稿を通してルーマニア農業の構造的特質の一端が、事例分析という限界はあるが、実証的に明らかになったとすれば、所期の目的は達成された。

今後の課題は、コヴァスナ県の事例分析が持つ意味をルーマニアの諸地域との比較⁸³、そして他の東欧諸国や旧ソ連地域との比較の中で実証的に検証してゆくことである。

⁸³ Bara&Moldovan 前掲論文が農家経営の比較ではないが、農業経営全般について比較研究を数量的に試みている。